

荒川区人権推進指針

【令和7(2025)年度改定版】

令和8(2026)年3月

荒 川 区

はじめに

荒川区では、人権施策の基本的な考え方と施策の方向性を明らかにするため、平成13(2001)年4月に「荒川区人権推進指針」を策定し、全ての人の人権が尊重される地域社会づくりに向けて、様々な施策を推進してまいりました。

近年では、かねてからの人権課題に加え、家族形態の変化、働き手や働き方の多様化に伴う地域社会の変容、情報化の進展、世界各地の紛争による国際情勢の悪化等により、人権に関する課題の複雑化・多様化が進んでいます。

偏見や差別をはじめとする人権に関する様々な課題を解消していくためには、課題解決の取組の推進だけでなく、障がいの有無や性別、性自認・性的志向、国籍、年齢等のそれぞれが持つ多様な違いや個性を認め合い共に生きる「ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)」の実現に向けた、時代に合った区民意識の醸成が必要です。

このような認識を区民の皆様と共有し、新たな人権課題や社会情勢の変化に対応するとともに、区が取り組むべき人権施策の方向性を定めて総合的に取組を推進していくため、このたび「荒川区人権推進指針」の改定を行いました。

本指針に基づき、誰もが安心して幸せに暮らすことができる寛容で温かな地域社会の実現に向けて、世代をつなぎ、地域をつなぎ、国や都・他自治体をはじめ、関係団体・事業者の皆様、そして区民の皆様等、みんなの力をつなぐことにより、地域社会における人権意識の醸成や人権課題の解消に向けた各種施策の推進に、なお一層の努力を重ねてまいります。

区民の皆様におかれましても、家庭や職場、地域において、一人一人がより一層人権を意識し、日常生活の中で他者を尊重した行動を心がけていただく等、全ての人々が個性や違いを理解し、互いの人権が尊重される平和な社会の実現のため、御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本指針の改定にあたり御意見をいただきました関係団体の皆様及び区民の皆様へ深く感謝を申し上げ、巻頭の挨拶とさせていただきます。

令和8(2026)年3月

荒川区長
滝口 学



目次

第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって	1
第2章 人権をめぐる国内外の動向	2
1 国外の動向	2
2 国内の動向	2
3 区の動向	3
4 区における人権意識の現状と認識	3
第3章 荒川区の人権推進指針	6
1 人権推進指針の性格及び改定の方向性	6
2 基本理念	6
3 荒川区人権推進指針	6
(コラム)人権の礎「平和」～荒川区の平和事業～	8
第4章 人権課題ごとの取組	9
1 女性	9
2 子ども	11
3 高齢者	15
4 障がい者	17
5 部落差別(同和問題)	20
6 アイヌの人々	21
7 外国人	22
8 感染症(HIV感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等)	24
9 刑を終えて出所した人やその家族	26
10 犯罪被害者やその家族	27
11 インターネット上の人権問題	28
12 北朝鮮による拉致問題	30
13 ホームレス	31
14 性的マイノリティ	32
15 人身取引(トラフィッキング)	33
16 災害に伴う人権問題	34
17 ハラスメント	36
18 個人情報の流出・プライバシー侵害	37

第5章 人権施策の推進のために	39
1 人権施策推進のための具体的な取組	39
(1)区民意識の把握	39
(2)人権啓発の推進	39
(3)人権教育・研修の充実	39
(4)相談・支援の連携	40
(5)人権ネットワークの形成	40
2 人権施策推進の体制	40
(1)庁内の組織体制	40
(2)取組の点検・評価と改善	40
【資料】	41
荒川区人権推進指針(改定素案)パブリック・コメントの実施結果	42
第48回荒川区政世論調査(抜粋)	52
第50回荒川区政世論調査(抜粋)	60
国・都における人権に関する主要年表	63

第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって

我が国においては、多くの人々の生命が失われた痛ましい戦争を経て、基本的人権の尊重や平和主義を基本原理の一つとする憲法が定められ、その実現に向けて各種の取組が進められてきました。

近年では、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「LGBT理解増進法」等の個別の人権課題の解決に向けた法整備が進むとともに、国際連合で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けて、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある社会の実現を目指した取組が、行政、民間を問わず広がりを見せています。

区においては、「人権の世紀」と呼ばれる21世紀を迎え、人権の尊重と平和な社会の実現を願い、平成13(2001)年に「荒川区人権推進指針」を策定し、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現に向けて、区政の各分野で取組を推進してきました。

その一方で、現実の世界では、今なお国際的な紛争や内紛が繰り返されることにより人権や平和が脅かされ、国内では、21世紀の幕開けから四半世紀が経過した今日においても、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、外国人等に関する様々な人権課題が存在し、インターネット上の人権侵害や性的マイノリティに対する差別等、新たな人権課題も発生している状況にあります。

このような状況の中で、偏見や差別をはじめとする人権課題を解消していくためには、国や都と連携し、区民や各種団体・企業、区政の各分野における具体的な取組をより一層推進していく必要があります。

こうした認識の下で、現行の指針の基本的な考え方は継承しつつ、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めていくため、この度、荒川区人権推進指針を改定することとしました。

第2章 人権をめぐる国内外の動向

1 国外の動向

悲劇と破壊をもたらした二つの世界大戦の反省から、国際連合(国連)は、昭和23(1948)年に「世界人権宣言」を採択し、以来、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」等を採択し、国際的な人権規範を整備して、人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めてきました。

平成6(1994)年には、平成7(1995)年からの10年間(1995～2004年)を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、各国に対して、行動計画の実施に貢献すること等を求め、その精神は、平成17(2005)年に開始された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。

さらに、平成元(1989)年には「児童の権利条約」、平成18(2006)年には「強制失踪条約」及び「障害者権利条約」、平成19(2007)年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際規範の整備が進んできました。

ビジネスと人権の分野では、平成23(2011)年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」が、企業が人権の保護・尊重に取り組むための国際的な基準となっています。

また、平成27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標(SDGs)では、「誰一人取り残さない」という理念を掲げ、全ての人の人権の実現を目指すことが示されています。

このような人権保障の取組が進む一方で、世界各地で様々な戦争や紛争等が発生しており、多くの人々が今もなお基本的人権を脅かされている現状があります。

2 国内の動向

(1) 国の動向

憲法において、人が生まれながらにして持つ権利である基本的人権の尊重を基本原理の一つとして保障するとともに、人権に関する条約の批准や法の整備等が進められてきました。

平成6(1994)年に国連で決議された「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年に国内行動計画を策定するとともに、平成12(2000)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、国・地方公共団体及び国民の責務等が具体的に定められ、各自治体で地域の実情に合わせた様々な取組が進められてきました。

近年では、平成24(2012)年に「障害者虐待防止法」、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策法」が、平成28(2016)年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されたほか、令和5(2023)年には「こども基本法」「LGBT理解増進法」、

令和 6(2024)年には「認知症基本法」「困難女性支援法」が施行されるなど、社会経済情勢の変化等を踏まえ、各人権課題に対する個別法の整備が進んでいます。

(2) 東京都の動向

東京都では、都が取り組むべき人権施策の基本理念や施策展開に当たっての考え方を示した「東京都人権施策推進指針」を平成 12(2000)年に策定し、平成 27(2015)年に同指針を改定しました。

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえ、平成 30(2018)年には、オリンピック憲章にうたわれる「いかなる種類の差別も許されない」という理念が広く都民に浸透した都市の実現を目指す「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、啓発・教育等の人権施策を総合的に実施しています。

また、「東京都障害者への理解促進及び差別解消に関する条例」(平成 30(2018)年)や「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(令和元(2019)年)、「東京都犯罪被害者等支援条例」(令和2(2020)年)、「東京都子ども基本条例」(令和 3(2021)年)、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」(令和 6(2024)年)の制定等、人権が尊重される都市の実現を目指した具体的な取組が進められています。

3 区の動向

区においては、平成 13(2001)年に、「荒川区人権推進指針」を策定し、区の人権施策の基本的な考え方と施策の方向性を明らかにするとともに、人権課題の解決に向けて、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、性的マイノリティ等に対する差別や偏見等の解消を目指した取組を進めてきました。

例えば、女性の分野では荒川区配偶者暴力相談支援センターの設置(平成 27(2015)年)、子どもの分野では児童相談所機能を有する子ども家庭総合センターの開設(令和 2(2020)年)や「荒川区子どもの権利条例」の制定(令和 5(2023)年)、性的マイノリティの分野では専門相談窓口の設置(平成 31(2019)年)や荒川区同性パートナーシップ制度の導入(令和 4(2022)年)等、偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

4 区における人権意識の現状と認識

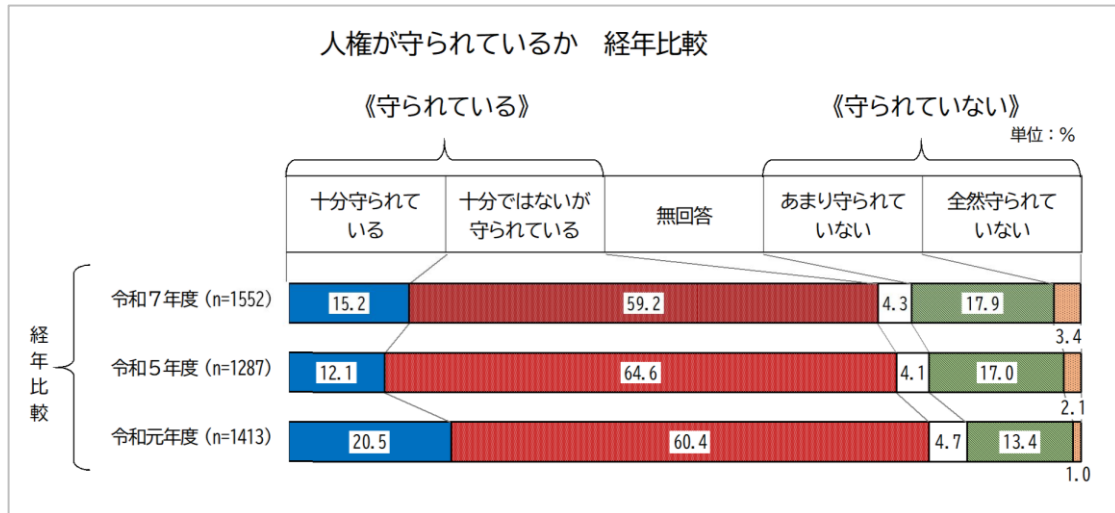
令和 5(2023)年度の第48回荒川区政世論調査、令和7(2025)年度の第50回荒川区政世論調査における人権に関する意識の調査結果は以下のとおりです。

●人権が守られているか(令和元(2019)・令和 5(2023)・令和7(2025)年度調査)

経年比較でみると、「十分守られている」と「十分ではないが守られている」を合わせた《守られている》は、前回の令和元(2019)年度が 80.9%、令和5(2023)年度が 76.7%、令和7(2025)年度が 74.4%で、年々減少しています。一方、「あまり守られていない」と「全然守られていない」を合わせた《守られていない》は、令和元

(2019)年度が 14.4%、令和5(2023)年度が 19.1%、令和7(2025)年度が 21.3%と、年々増加しています。

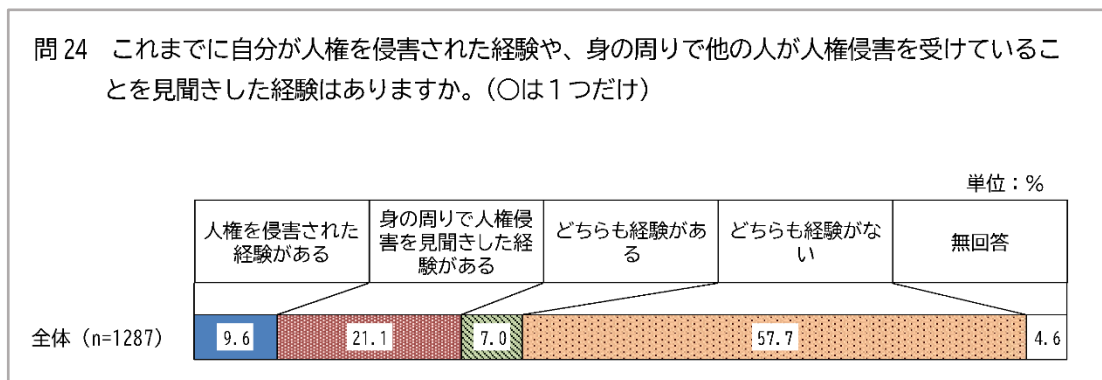
この背景には、社会全体における人権侵害事案の顕在化や、これに伴う人権意識の高まり等があるものと考えられ、人権が守られる社会の実現に向け、啓発等の取組を一層推進していく必要があります。



●人権を侵害された経験(令和 5(2023)年度調査)

「人権を侵害された経験がなく、身の周りで見聞きした経験もない」(57.7%)と回答した人が5割半ばを超えて最も多く、次いで「身の周りで見聞きした経験がある」(21.1%)、「人権を侵害された経験がある」(9.6%)、「どちらも経験がある」(7%)と回答した人が続いています。自身の人権を侵害された経験がある人の合計は16.6%で、およそ6人に1人となっています。

「どちらも経験がない」と回答した5割半ばを超える人にも、人権侵害は他人事ではなく、身近にも侵害を受けている人がいること、人権侵害にあたる言動は許されないものであることを意識できるような啓発の実施等により、人権侵害のない、互いの人権を尊重する社会を築いていくことが求められています。

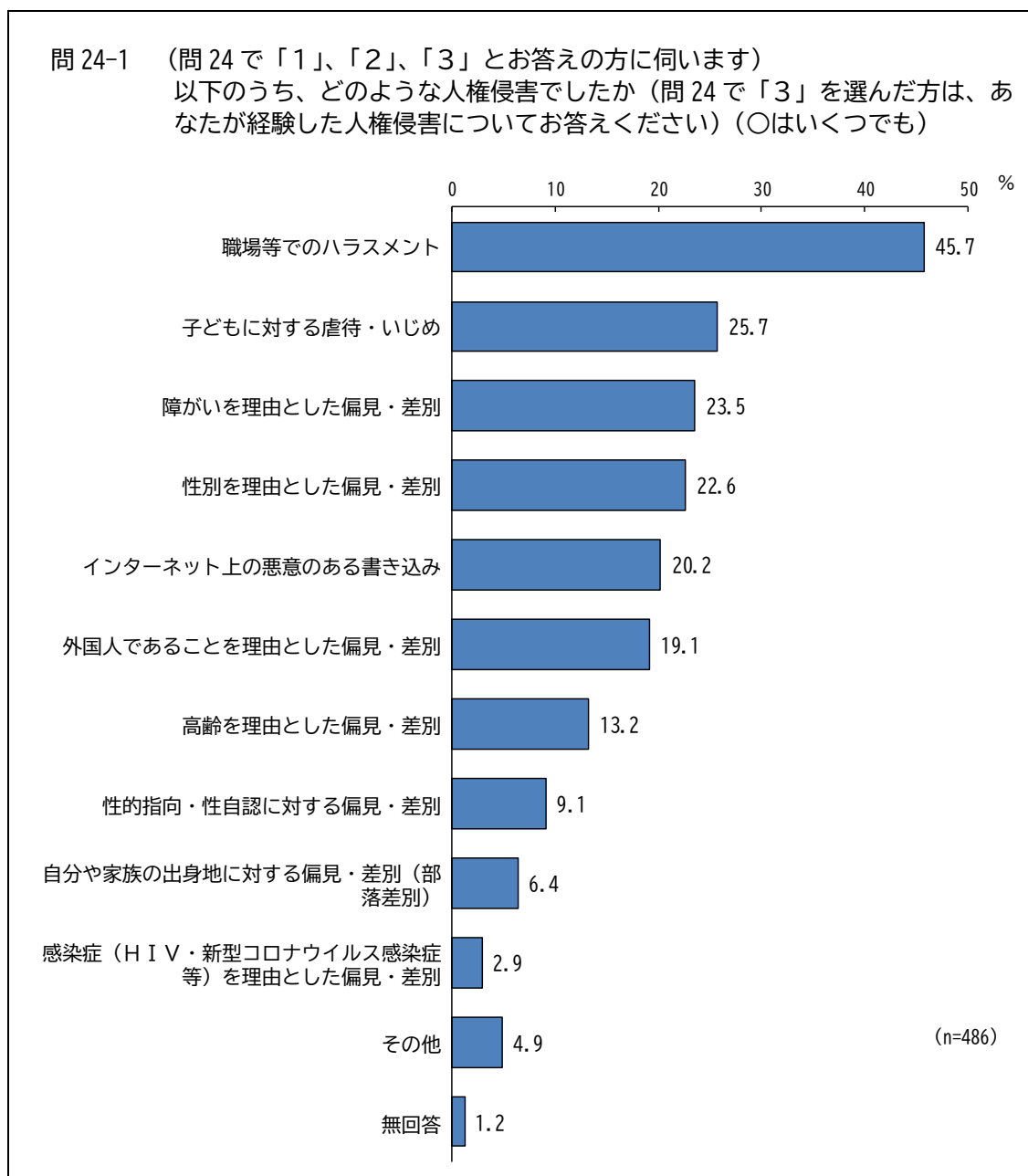


●どのような人権侵害だったか(令和 5(2023)年度調査)

「人権を侵害された経験がある」、「身の周りで見聞きした経験がある」、「どちらも経験がある」と回答した人に対し、どのような人権侵害であったかを尋ねた

ところ、「職場等でのハラスメント」(45.7%)が4割半ばで最多であり、「子どもに対する虐待・いじめ」(25.7%)、「障がいを理由とした偏見・差別」(23.5%)が続きました。

職場等でのハラスメント防止に向けた取組の推進とともに、子どもに対する虐待・いじめ防止や、障がいに対する理解促進のための取組を一層進めていくことが必要です。



以上の結果から、人権を取り巻く社会情勢の変化や人権問題の複雑化・多様化、社会の人権意識の変化等に適切に対応しながら、効果的かつ継続的に啓発を推進していくことが求められています。

また、人権を侵害された際の相談窓口やさまざまな支援制度の周知等にも引き続き力を入れていく必要があります。

第3章 荒川区の人権推進指針

1 人権推進指針の性格及び改定の方向性

(1) 指針の性格

この指針は、日本国憲法や世界人権宣言等の精神に基づき、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民、事業者・関係機関とが協働し、人権尊重の理念の行き渡ったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すものです。

また、区民をはじめとする人々が人権擁護に取り組んでいく上での基本的な指針でもあります。

(2) 改定の方向性

現行の指針の理念は普遍的なものであることから、基本的な考え方は継承しつつ、新たな人権課題を踏まえて、時代に即した内容に改めます。

2 基本理念

「全ての人々が個性や違いを認め合い、
互いの人権が尊重される
平和な社会の実現」

3 荒川区人権推進指針

- (1) 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します
- (2) 個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します
- (3) 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します
- (4) 平和を願う心をつなぐまちを目指します

(1) 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します

個人の生命、自由及び身体の安全が尊重される社会で生活することは、全ての区民が幸せに生きる上で欠かすことのできない基本原理です。

荒川区は、全ての人々が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることのできるまちを目指します。

(2) 個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します

自己を大切にすると同時に、多様な個性や違いのある他者の存在を認めて生きることが人権尊重の基本です。他者の存在を認め、理解し合う心を育み、連帯を深め、ともに生きる豊かな人間関係を築くことは、寛容な地域社会の基盤となるものです。

荒川区は、文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人が多様な個性や違いのある他者の存在を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します。

(3) 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します

人権課題の解消に当たっては、人権意識を地域全体に行き渡らせ、全ての人に人権の大切さを認識してもらうことが必要です。

荒川区は、人権擁護委員をはじめ地域の方々とも連携しながら、人権啓発を一層推進し、人権意識が広く行き渡ったまちを目指します。

(4) 平和を願う心をつなぐまちを目指します

人権が守られる社会の実現には、平和が守られていることが不可欠です。荒川区は、第2次世界大戦において本土初の空襲を受け、その後も多数の犠牲者を出しました。こうした国と国との争いによって尊い命を奪われた教訓を、世界平和に生かしていくことが区民の願いです。

世界の恒久平和を希求し、平和の大切さを次代に伝えていくことは、平和都市宣言を行った区の使命でもあります。

荒川区は、永遠の平和を願う心をつなぐまちを目指します。

荒川区平和都市宣言

「平和」それは
私たちが願ってやまないもの
「平和」それは
私たちが育むもの
「平和」それは
私たちが明日の世代に伝えるもの
私たちは永遠の平和を願い
荒川区が平和都市であることを
宣言する

平成7年10月24日 荒川区

人権の礎「平和」～荒川区の平和事業～

区では、戦後50年の節目にあたる平成7年に「荒川区平和都市宣言」を行い、平和は私たち自身が育み、明日の世代に伝えるものであることを謳うとともに、永遠の平和を願い、荒川区が平和都市であることを宣言しています。

宣言文は、荒川公園内に記念碑として設置しているほか、町屋駅前の平和のバラ「ピース」の植栽コーナー内・あらかわ遊園前のバラ花壇の2か所にも銘板を設置しています。

区では、平和都市宣言の理念に基づき、毎年、バラの市における平和のバラパネル展示のほか、憲法週間パネル展、人権・平和パネル展、東京空襲パネル展等の平和事業を実施しています。東京空襲パネル展の会期中には「夏休み子ども平和映画会」を開催し、アニメ映画や平和絵本の読み聞かせを通して、子どもたちに平和の大切さを伝えています。

また、平成26年には、広島市長の呼びかけにより設立された平和首長会議に加盟しました。平和首長会議には、国内1,700、世界 8,500 超の都市が加盟しており、政府への核兵器廃絶に関する要請等に取り組んでいます。区においても、毎年、同会議が主催する「子どもたちによる“平和なまち” 絵画コンテスト」への出品作品を区内小・中学校から募集し、人権週間パネル展と併せて作品展を行う等、平和への思いをつなぐ取組を行っています。

令和7年は平和都市宣言30周年・戦後80年にあたりますが、世界では今も戦争や紛争で多くの命が奪われ、人権が侵害されている現状があります。

区では、今後も東京大空襲をはじめ、身近な地域の歴史を通じて戦争の悲惨さや平和の大切さを多くの区民に伝え、次代につないでいけるよう、取り組んでいきます。



町屋駅前 平和のバラコーナー 平和都市宣言銘板と平和のバラ「ピース」

第4章 人権課題ごとの取組

本指針では、平成13(2001)年の策定以降に顕在化した新たな人権課題や法務省の啓発活動強調事項等を踏まえ、以下の18項目の人権課題を取り上げ、各人権課題について、各種調査結果や関係団体へのヒアリング結果等を踏まえ、社会動向、区の取組状況及び課題認識、今後の取組の方向性を示します。

今後、時代の変遷とともに新たな人権課題の発生が見込まれますが、本指針に基づき、適宜、必要な対応を行っていきます。

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がい者
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 アイヌの人々
- 7 外国人
- 8 感染症（HIV感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等）
- 9 刑を終えて出所した人やその家族
- 10 犯罪被害者やその家族
- 11 インターネット上の人権問題
- 12 北朝鮮による拉致問題
- 13 ホームレス
- 14 性的マイノリティ
- 15 人身取引（トラフィッキング）
- 16 災害に伴う人権問題
- 17 ハラスメント
- 18 個人情報の流出・プライバシー侵害

1 女性

<社会動向>

（男女共同参画）

国は、日本国憲法で男女の同権・平等を定めるとともに、批准した「女性差別撤廃条約」において社会における様々な場面での女性差別の禁止が求められていること等を踏まえ、「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」の施行等、男女共同参画社会の実現に向けた法整備を行ってきました。

世界各国で、ジェンダー平等を達成するため、政策・事業・組織運営の全てのプロセスにおいてジェンダーの視点に立った対応を行う「ジェンダー主流化」が進む中、我が国においても長年の取組により少しずつ進展がみられるものの、国連開発計画

(UNDP)の「人間開発報告書2025」に基づくジェンダー不平等指数は172か国中 22位、世界経済フォーラムが令和7(2025)年に公表したジェンダー・ギャップ指数は148か国中 118位と、課題がある状況です。

(配偶者等暴力)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、国は平成13(2001)年にDV防止法を制定以降、数次にわたる改正により強化・充実を図ってきました。

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、DV)に対する全国の相談件数は依然として高水準で推移しており、被害者の多くが女性である状況が続いています。

(困難女性支援)

女性をめぐる問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化・多様化・複合化しており、女性支援の強化が喫緊の課題となる中、国は「困難女性支援法」を制定し、令和6(2024)年4月に施行しました。法律の目的として「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点が規定されています。

<区の取組状況及び課題認識>

(男女共同参画)

区では、平成2(1990)年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を、平成13(2001)年には男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、以降、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化を踏まえて5年ごとに計画改定を行い、社会のあらゆる分野において、性別に関わらず、協力し合える社会の実現を目指して取組を推進しています。また、女性活躍のための就労支援や、就労環境の整備にも取り組んでいます。

(配偶者等暴力)

平成19(2007)年に、「荒川区配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のための関係機関連絡会」を設置するとともに、平成22(2010)年に「荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定し、平成25(2013)年の改定を経て、現在は「荒川区男女共同参画社会推進計画(第5次)」に包含された計画に基づき、配偶者暴力の未然防止や相談支援等に取り組んでいます。

区では、平成27(2015)年度に「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置し、被害者からの相談はもとより、自立や回復までの支援等を総合的に推進しています。令和5(2023)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されたことにより、「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を法定協議会に位置付け、関係機関相互の情報共有の円滑化等を図っています。

(困難女性支援)

区では、困難女性支援法に基づき、令和7(2025)年度に「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」を新設し、代表者会議については、女性支援と関連の深い「要保護児童対策地域協議会」及び「配偶者暴力相談支援地域協議会」との合同開催により関係機関の一層の連携強化を図っています。

男女共同参画の実現に向けた法改正が行われ、女性活躍に対する社会の機運が高まりつつある一方、配偶者等からの暴力や、様々な要因による困難・生きづらさ等、女性をめぐる問題が複雑化・多様化・複合化していることから、女性に関する多様な人権の課題に取り組んでいくことが求められています。

<取組の方向性>

◆ジェンダー平等の意識啓発・教育の推進

家庭、企業、地域と協力し、ジェンダー平等意識を醸成するための取組を推進するとともに、性別に関わらず、互いの違いを認め合い、尊重し合う意識を育てるための教育を推進し、職員に対する啓発・研修も継続実施していきます。

あわせて、区の政策・方針の決定過程における附属機関等の各種会議体において、女性の活躍を推進します。また、女性の就労支援や女性が働きやすい職場づくりの推進、ジェンダー・ギャップの解消、ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる意識啓発にも継続して取り組みます。

◆配偶者等暴力防止・被害者支援の取組の推進

外部から発見されにくい家庭の場で起きている配偶者等からの暴力を防止するため、啓発等の取組を推進します。

被害を受けた際の相談窓口の周知とともに、配偶者暴力相談支援地域協議会を構成する関係機関等との連携により、相談支援をはじめとするきめ細やかな被害者支援を行っていきます。

◆困難女性支援

困難な問題を抱える当事者の女性の意思を尊重することを基本に、個々の状況に応じた最適な支援を行えるよう関係機関等とも連携しながら、自立を目指した伴走型支援を行っていきます。

2 子ども

<社会動向>

(子どもの権利)

国においては、子どもの権利や自由を保障し、子どもの最善の利益を考慮しなければならないとする「児童の権利条約」を踏まえ、平成28(2016)年に「児童福祉法」を改正し、子どもを権利の主体として位置付けました。

令和 5(2023)年には「こども基本法」を施行するとともに、こども家庭庁を創設し、子どもの視点による環境整備と子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を支える社会づくりを進めています。

東京都では、令和 3(2021)年、国に先立ち「東京都こども基本条例」を制定し、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先とするために、子どもの施策を総合的に推進しています。

(児童虐待)

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、全国的に児童虐待の相談件数は増加傾向であり、虐待による死亡事例等の重篤な事案も発生しています。こうしたことを踏まえ、国では平成 12(2000)年に「児童虐待防止法」を制定し、数次にわたる「児童福祉法」の一部改正を行う等、未然防止に向けた取組が行われてきました。

東京都においても、平成 31(2019)年に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、取組を進めています。

(いじめ)

いじめにより心身に重大な影響を及ぼす事例が増加しており、近年では SNS 等を利用したインターネット上のいじめも深刻化しています。自死に至る事例も報告されており、国では平成 25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」等を制定し、各自治体で防止に向けた取組が行われています。しかし、このような取組の下においても、学校におけるいじめは、依然として発生しています。

(子どもの貧困)

経済的に困難な状況にある家庭の子どもたちが、衣食住の不十分な状態に置かれたり、経済的な理由で希望の進路を諦めたりすることや、習い事や旅行等の体験格差が生じていることなどが問題となっています。

国は、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、取組を進めてきましたが、令和5(2023)年のこども家庭庁の創設を契機として、こども大綱に「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことを明記し、子どもの貧困の解消及び予防の取組をより一層推進するため、同法を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称し、取組を強化しています。

(ヤングケアラー)

国は、「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーを明記しました。法の中で、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。東京都も、「こども未来アクション2024」の中で、ケアラーの子どもが直面する実情に寄り添ったきめ細かな支援を展開していくことを掲げています。

<区の実施状況及び課題認識>

(子どもの権利)

区では、令和 5(2023)年に、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として「荒川区子どもの権利条例」を制定するとともに、令和7(2025)年には、「荒川区子ども・若者総合計画(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)」を策定し、子どもの権利擁護のための相談窓口の開設、子どもの意見を区の施策に反映させる「荒川区子ども議会」の開催、子どもの権利の普及啓発等、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。

(児童虐待)

区では、令和 2(2020)年に、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設として「荒川区子ども家庭総合センター」を開設し、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを活かし、関係機関との緊密な連携により、子どもの安全確保を第一とした迅速で切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から育児期までを通じた支援を行い、子育て支援の充実と虐待の防止・早期発見に取り組んでいます。

(いじめ)

令和 7(2025)年9月に改定した「荒川区いじめ防止基本方針」に基づき、区、教育委員会及び学校が、地域や家庭等と連携協力し、いじめ防止対策を推進しています。

学校においては、定期的なアンケートや行動観察により、いじめ認知の感度を高めるとともに、校内委員会(サポートチーム)での組織的な早期解決を図っています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を整備し、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処等に取り組んでいます。

(子どもの貧困)

区では、関係機関との連携により、経済的に困難な状況にある親子をはじめ、必要な人が利用できる子ども食堂事業や、ひとり親家庭への生活支援・居住支援のほか、次世代育成支援事業(通塾等費用補助)や就学援助費・就学奨励費の支給等の経済的支援を行っています。

(ヤングケアラー)

区では、ヤングケアラーを把握するための調査を実施し、ケアを担っている子どもの遊びや勉強が制約されたり、健やかに過ごす権利が阻害されたりすることのないよう、子ども本人や関係機関からの相談を受け、本人の意思を尊重しつつ必要な機関や支援に繋げる、ヤングケアラーコーディネーターを配置しています。

子どもたちの尊厳と権利が守られ、健やかに育つことができるよう、様々な事業等を通じ、子ども自身も周りの大人も、子どもの権利についての理解を深めていく必要があります。また、児童虐待やいじめ等への取組にとどまらず、貧困やヤングケアラー、不登

校の状態にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていくことが求められています。

<取組の方向性>

◆子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組の推進

全ての子どもの権利が守られ、意見が尊重される環境づくりのため、教員・保育士・職員に対する人権研修を推進し、更なる意識向上を図るとともに、多くの人に「子どもの権利」についての理解と関心を深めてもらうための取組を推進します。また、区としても、子どもの多様な意見を区政に反映させる機会を設けていきます。

「あらかわ子どもほっとらいん」や「荒川区子どもの悩み110番」、荒川区若者相談「わかっか」等の相談窓口において、子どもたちの悩みに寄り添うとともに、地域の様々な活動団体とも連携し、課題解決の手助けを行い、子どもの権利擁護を図ります。

子どもとその家族が抱える複合的で多岐にわたる課題に対し、全庁をあげて、個別の分野を超えた総合的な取組を推進していきます。

◆児童虐待の防止・支援体制の充実

荒川区子ども家庭総合センターが中核となり、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関の連携による支援体制の構築など、児童虐待等の相談や未然防止に関する支援体制の強化を図ります。

◆いじめ防止及び早期発見・相談体制の整備

区・学校・家庭・関係機関・地域との連携強化を図り、いじめの防止・早期発見・適切な対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

学校における人権教育を推進し、偏見や差別、いじめを許さない豊かな人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。また、教員による児童・生徒の SOS の察知、児童・生徒や保護者が相談しやすい相談体制の整備に努めます。

◆経済的困難を抱える子どもや家庭への支援

経済的困難を抱える子どもや家庭に対し、状況に応じた相談体制の整備や支援内容の充実、関係機関同士の連携強化等により、子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。また、ひとり親家庭への総合的・継続的な支援に取り組みます。

◆ヤングケアラーの周知・支援

パネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合センター等が連携して実態を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関同士のさらなる連携強化により、支援体制の強化を図ります。

3 高齢者

<社会動向>

(高齢化の進行)

平均寿命の伸びや少子化等を背景に我が国の高齢化率は年々高まっており、団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり、介護や支援を必要とする人が増加しています。また、家族形態やコミュニティの変化により高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、高齢者の孤立や家族支援が課題となっています。高齢者が生き生きと活躍できる社会としていくための社会参加・就労支援の推進も重要となっています。

このような実情を踏まえ、国は「高齢社会対策基本法」をはじめとする、豊かな高齢社会を実現するための様々な法律を整備しています。

(高齢者虐待)

高齢者への虐待の要因は、介護疲れやストレス、介護知識の不足など様々ですが、虐待を受けている人の多くは認知症の症状があると言われており、総合的な認知症施策により認知症の人や、その介護者を支援していくことが必要です。国は、「高齢者虐待防止法」の改正、「認知症基本法」の施行等により、取組を進めてきました。

(高齢者に関する様々な人権問題)

年齢等を理由に、一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居を拒まれるといった問題や、高齢者を狙った悪質商法、デジタル格差、高齢者に対する無理解により尊厳が損なわれるなどの問題が発生しています。国は「高年齢者雇用安定法」の改正等により、高齢者の就労の安定化を図っています。また、令和6年度に住宅セーフティネット法を改正し、高齢者をはじめ住宅の確保が困難な要配慮者の方々が、安心して賃貸住宅に入居できるよう取組を進めています。

<区の実施状況及び課題認識>

(高齢化の進行)

令和8(2026)年1月現在の区の高齢者人口は48,537人、高齢化率は21.6%であり、高齢人口に占める前期高齢者の割合は41.3%、後期高齢者の割合は58.7%と、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っており、今後、後期高齢者の割合が更に増える見込まれています。

区では、令和6(2024)年3月に「第9期荒川区高齢者プラン」を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。区内8か所に地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーションを設置し、圏域ごとに高齢者に関する相談・支援・見守りを行っています。また、地域住民や区内で活動する団体等と連携を図り、趣味やスポーツ等の地域活動の場づくりや、介護予防・フレイル予防等に取り組んでいます。

(高齢者虐待・高齢者の権利擁護)

高齢者の虐待相談・通報に対し、区では速やかに調査・指導・保護(措置)を行っています。早期発見・早期対応の体制づくりのため、担当職員の研修の実施や警察・医療機

関等との連携強化に取り組んでいます。また、判断能力が不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の活用や後見報酬助成を行っています。

(高齢者に関する様々な人権問題)

区では、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援や、保証会社を利用した保証料の補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を実施しています。令和6年度には、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な措置を協議する場として、荒川区居住支援協議会を設立し、高齢者が安心して住み続けられる環境整備に取り組んでいます。

そのほか、区民の認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成講座の実施、高齢者が悪質商法等の消費者被害に遭わないための相談窓口の設置や個別訪問による注意喚起等により、啓発に努めています。

団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の割合が高まる中、引き続き、高齢者の社会参加の推進、虐待防止・権利擁護をはじめ、高齢者に関する様々な人権問題に取り組んでいくことが求められています。

<取組の方向性>

◆高齢者が生き生きと暮らす社会の実現に向けた啓発等の実施、相談窓口の周知

高齢者が社会の一員として生き生きと暮らし、就労や社会参加ができる社会の実現を目指し、高齢者の人権について理解を深めるための区民向けの啓発や教育、職員・支援者に向けた研修等を実施します。また、認知症をはじめ、高齢者が抱える生きづらさへの理解促進に取り組みます。

高齢者自身が、デジタルの活用や地域活動の場等を活用し、主体的に活動できる環境を整えるとともに、高齢者本人や家族等に困りごとが発生した際は気軽に相談できるよう、引き続き、相談窓口の充実と周知を図っていきます。

◆関係機関との連携による高齢者虐待の防止

区の各課、地域包括支援センター、介護事業所、警察、医療機関等の関係機関と連携し、介護負担の軽減や地域全体での見守り等を行うことにより、高齢者虐待の未然防止や早期発見・支援、高齢者の安全確保につなげます。また、第三者が虐待等に気づいた際の相談・通報窓口の一層の周知を図るとともに、成年後見制度の利用促進等、高齢者の尊厳を守る権利擁護の取組を推進します。

◆高齢者を取り巻く様々な人権問題への対応

高齢者が住まいの確保に苦慮したり、高齢者を標的とした特殊詐欺や悪徳商法等の被害が発生したりすることを防ぐため、今後も居住支援協議会等において議論を行い、対応を協議するとともに、高齢者宅の個別訪問による注意喚起や地域における見守り等を継続し、安全な生活の確保や人権侵害の予防を図ります。

4 障がい者

<社会動向>

(障がいを理由とする差別の禁止・合理的配慮)

国連総会において、平成 18(2006)年に「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成 26(2014)年に批准しました。批准に先立ち、国は平成 23(2011)年に「障害者基本法」を改正し、平成 25(2013)年に「障害者差別解消法」を成立させるなど、国内法の整備を進めました。

そして、平成 28(2016)年に「障害者差別解消法」を施行し、障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止とともに、社会的障壁(バリア)を取り除くために必要な合理的配慮を行うことを定めました。

(障がい者の就労)

国は、障害者差別解消法の施行と同時に「障害者雇用促進法」を一部改正し、雇用分野における障がいを理由とする差別の禁止を定めたほか、事業主に対し、合理的配慮の提供を義務付けました。さらに、平成 30(2018)年には、精神障がい者を雇用義務の対象とするなどの措置を追加しました。

しかし、就職等の際して、障がい者に対する差別や障がいを理由とした偏見、差別を助長するような行為が依然として存在しています。

(障がい者虐待の防止・横断的な支援)

障がい者虐待の防止に関しては、平成 24(2012)年に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止や虐待の早期発見のための施策が進められています。

障がい者の高齢化や障がいの重複、重度化などにより、障がい者やその家族を取り巻く環境はより複雑になっており、施策の推進及び支援に当たっては、関係機関の横断的な連携が求められています。

(発達に課題のある児童や障がい児への支援等)

国は、平成17(2005)年に「発達障害者支援法」を施行し、自閉症・アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の障がい特性のある人に対し、学校等においてそれぞれの特性やライフステージに応じた支援を行うことを定めました。

また、障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるよう、平成 24(2012)年に児童福祉法を一部改正し、2法にまたがっていた障がい児の通所サービスを一元化しました。近年では、サービス利用に係る費用負担の軽減等のほか、医療的ケア児支援法に基づく支援が行われています。

<区の取組状況及び課題認識>

区では、「荒川区障がい者総合プラン」に基づき、障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら自立した生活を営み、いわゆる「親なき後」においても安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、障がい者施策を推進しています。

(障がい理由とする差別の禁止・合理的配慮)

令和5(2023)年度の荒川区政世論調査では、身の周りで人権侵害を見聞きした経験のある人のうち約3割の人が、その内容が「障がいを理由とした偏見・差別」であったと回答しており、障がい当事者からも差別があるとの声が聞かれます。このような現状に対し、区では障がい者差別の解消に向け、障がい者及びその家族等を対象とした相談窓口・コールセンターの設置のほか、障がいのある人もない人もともに楽しむことのできる啓発事業、「荒川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の策定、職員及び教員を対象とした研修の実施など、各方面に向けた事業を複合的に推進しています。

(障がい者の社会参加・交流)

区では、知的障がいのある方がクラブ活動や行事等を通して多面的に余暇を楽しむ「さくら教室」を開催しているほか、アクロスあらかわでのイベント開催・貸室、支援センターアゼリアでの事業実施などを通じて、障がい者団体等の活動を支援し、社会参加や交流を促進しています。

(障がい者の就労)

雇用促進においては、障がい者就労支援センター(じよぶ・あらかわ)による当事者支援をはじめ、障がい者が働きやすい職場環境整備のための中小企業への一部補助等を行っています。雇用主としての取組では、精神障がい・発達障がいのある職員が働きやすい環境を整備するため、係長級等を対象とした研修を実施しています。

(障がい者虐待の防止・横断的な支援)

障がい者の虐待相談・通報に対し、区では速やかに調査・指導・保護(措置)を行っています。

障がい者虐待の防止については、障がい者虐待防止センターを設置し、時間外や休日でもコールセンターを通じて速やかに対応できる体制を確保しています。また、各種研修の実施等、障がい福祉事業者に対する支援、家族の介護負担軽減のための支援や、成年後見制度の周知・案内を行っています。

(発達に課題のある児童や障がい児への支援等)

発達に課題のある児童や障がい児、その保護者に対しては、児童発達支援センター(たんぽぽセンター)において、発達段階に応じた療育や相談支援を実施しているほか、小・中学校においては、特別支援教育で児童生徒に寄り添った支援を行うとともに、複籍制度等により該当学年の児童生徒との交流・相互理解を図っています。

また、障害者基幹相談支援センターに医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な児童とその家族、関係機関をつなぐサポートを行うほか、保育所・区立幼稚園や小・中学校等での受入れ体制を整え、医療的ケア児が地域で生活できるよう、環境整備を図ってきました。

令和6年には、旧優生保護法の違憲判決により、障がいのある人を排除しようとする優生思想はあってはならないとの司法判断が示されているように、このような誤った考え方が再び生じることのないよう、区においても障がい者に対する偏見や差別をなくすための一層の取組を行っていく必要があります。

<取組の方向性>

◆障がいを理由とする偏見・差別の解消、バリアフリーの推進

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し、安心して社会生活を送ることができるよう、学校での人権教育、職員や支援者に対する研修、障がい理解の促進に向けた区民への啓発を行います。併せて、障がい特性に配慮した情報取得・意思疎通や施設におけるバリアフリーの環境整備等を行い、ソフト・ハードの両面から取組を進めます。

住まいについては、グループホームなどの住居の整備のほか、荒川区居住支援協議会において、関係所管及び関係機関が連携して、民間住宅への入居支援策の検討等を行っていきます。

◆障がい者の社会参加・交流の促進

「さくら教室」やアクロスあらかわ・支援センターアゼリアの運営等により、引き続き障がい者団体等の活動を支援し、障がい者の社会参加や、障がいの有無に関わらない相互交流を促進します。

◆障がい者の雇用促進・働きやすい職場環境の整備

障がい当事者に対する就労支援や、中小企業に対する職場環境整備の補助の取組と併せ、雇用主として障がいのある職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。

◆障がい者虐待の防止・権利擁護、当事者を支える事業者や家族への支援

虐待通報受理時に速やかに対応できる体制を確保していくほか、当事者を支える事業者や家族への支援による虐待予防、相談窓口の周知、成年後見制度の利用促進等に取り組んでいきます。

◆発達に課題のある児童や障がい児及び保護者への支援

地域における療育支援の拠点である児童発達支援センター(たんぽぽセンター)を中核とした専門職等による療育・相談支援の実施や、荒川区医療的ケア児等支援協議会における支援の検討等、発達に課題のある児童や障がい児が、必要な支援を受けながら地域とともに成長していくために必要な取組を進めていきます。また、幼稚園や保育所、小・中学校等において、関係機関同士の連携を密に行い、医療的ケア児への支援体制の充実を図ります。

学校教育においては、子どもの個々の特性や教育ニーズを把握し、子どもの能力や個性を伸ばし、互いを認め合う教育を行っていきます。

5 部落差別（同和問題）

<社会動向>

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的・社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れている我が国固有の重大な人権問題です。

国は同和問題の解決を図るため、特別措置法に基づいた地域改善対策を実施し、同和地区の生活環境は整備・改善され、住民の生活水準も向上しました。

しかし現在もなお、同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

近年では、情報化の進展により、インターネット上において、被差別部落出身者を差別する書き込みや、差別的な意図をもって特定地域を被差別部落であると指摘するなどの深刻な差別事件が発生しています。こうした情報は、不正確なものであっても急速に拡散され、部落差別に対する無知・無理解と相まって、旧来からの結婚差別や土地差別、身元調査及びこれらに係る戸籍の不正取得等の行為を誘発するものとなり、差別の助長につながりかねない重大な問題となっています。

こうした状況から、平成28(2016)年に、部落差別解消に向けた国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。第1条には、現在も部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることが明示され、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることが示されています。

令和6(2024)年度の人権に関する都民の意識調査では、同和問題を知らない人が全体の3割を占めており、誤った情報に流されないよう、正しい知識を伝えていく必要があります。

一方で、同和問題を口実に不当な要求をする「えせ同和行為」は、誤った認識を植え付け、解決の妨げになっています。

また、同和問題に関連して、皮革産業や食肉加工、清掃事業の従事者に対する差別事案の発生なども見られます。

<区の取組状況及び課題認識>

（区民への啓発・職員研修）

区では、部落差別の解消に向けて、当事者団体と連携・協力し、区民への啓発事業や人権教育、職員研修等、正しい知識の普及と理解促進に向けた取組を行っています。

（差別事案への対応）

被差別部落やその出身者等に対するインターネット上の悪質な差別的書き込みや落書き等の事案は、依然として存在しています。また、調査会社からの依頼を受けた者等が、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本を不正に取得する事件も起きています。区で

は、差別的な落書きやインターネット上の書き込みが発見された際には、国や都と連携し、被覆・消去や削除要請の実施等、迅速な対応を行っています。

(学校における取組)

学校教育では、部落差別をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくし、お互いの人権を認め合う人権教育を推進しています。また、教員の人権意識を高めるため、教職員に対する人権同和教育研修や研究発表を定期的実施しています。

継続的に同和問題に関する正しい知識の啓発・教育に取り組むとともに、差別事案に対しては毅然とした対応を行っていく必要があります。

<取組の方向性>

◆職員及び区民に対する啓発活動の推進

同和問題を知らない人が増えている中で、「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別についての正しい知識・理解を深め、差別や偏見をなくしていくため、引き続き、職員研修はもとより、広く区民に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

◆差別事案への迅速・適切な対応

部落差別事案には、ポスター等の掲示物や落書き、インターネット等、様々な形態がありますが、いずれについても国・都及び関係機関等と連携・協力し、迅速かつ適切な対応を図ります。とりわけ、インターネット上の差別事案については、法務局への削除要請を定期的実施するなど、必要な対応を行っていきます。また、都が設置している専門相談窓口の周知・案内を行います。

◆学校教育における人権研修・教育の推進

学校教育においては、人権感覚を育むことのできる学習内容の選定や指導方法の研究に努め、同和問題をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくし、互いを認め合う人権教育を推進します。また、教職員に対する人権教育研修を継続的に実施していきます。

6 アイヌの人々

<社会動向>

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、固有の言語や伝統的な生活様式、口承文学(ユカラ)など、独自の豊かな文化を育んできました。しかし、近世以降の同化政策等により、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、生活の基盤や独自の文化を失ったアイヌの人々は、いわれのない差別の中で貧困に苦しんできました。

平成 19(2007)年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、平成 20(2008)年に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、令和元(2019)年には、日本の法律としてアイヌの人々を

初めて先住民族と明記した、生活格差を解消するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

しかしながら、アイヌの人々に対する理解不足から、今もなお偏見や差別が残っているため、正しい知識の普及啓発が大切です。

<区の取組状況及び課題認識>

(アイヌの伝統文化に対する理解促進)

区では、アイヌの人々の固有の文化や伝統についての理解を広げるため、パネル展や区報等において啓発活動を行っています。

一人一人がアイヌの歴史や伝統、文化などについて正しく理解することにより、差別や偏見をなくしていくことが必要です。

<取組の方向性>

◆区民及び職員等への啓発の実施

アイヌの人々の歴史や伝統文化についての理解を深め、地域との連携を図りつつ、差別や偏見をなくしていくため、パネル展やパンフレット等により、今後も区民及び職員等への啓発を続けていきます。

7 外国人

<社会動向>

国際化の進展や外国人労働者の増加等により、日本に在留する外国人は増加傾向にあり、社会において身近な存在となっています。外国人が地域社会の構成員として、国籍等に関わらず日本人とともに安心して暮らすことのできる多文化共生の地域社会づくりが求められています。

しかし、言語・文化・宗教・生活習慣等の違いや無理解から、住まいが借りられない、就労に関して不合理な扱いを受けるなど、生活する上で様々な課題が生じています。

また、ヘイトスピーチと言われる特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動も問題となっています。ヘイトスピーチに関しては、国連の人種差別撤廃委員会から日本政府に対し、「人種差別撤廃条約」に基づき対処の勧告があり、平成 28 (2016)年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策が示されました。

東京都は「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、ヘイトスピーチ解消に向けた取組を推進するため、公の施設の利用制限、拡散防止措置、事案等の公表、第三者機関(審査会)の設置等を明記しています。

<区の実施状況及び課題認識>

(外国人数の増加と相互理解の促進)

令和8(2026)年1月現在、区内の在留外国人数は25,576人となっており、平成13(2001)年1月時点の2.3倍以上、9人に一人の割合となっています。

区では、従前より、荒川区国際交流協会を通じて、日本語教室等の支援事業や日本語サロン等の交流事業のほか、海外友好交流都市であるオーストリア共和国ウィーン市ドナウシュタット区との高校生相互派遣事業など、多文化共生を目指して、様々な草の根の交流活動を行ってきましたが、以下のように区内で生活する外国人には来日の経緯や居住歴等が異なる方々があり、それぞれの状況に応じた対応が求められています。

○ 数世代前から日本に居住している外国人

区内には、かねてから在日韓国人・朝鮮人の方々が多く居住しています。日本で生まれ育ち、幼い頃から日本語や日本の生活習慣に接していることから、言葉や習慣の違いによるトラブル等もなく地域社会で生活しています。

しかし、一部で、国籍等を理由とした偏見や差別が発生していることが問題となっており、区では、人権週間パネル展等を通じて啓発に取り組んでいます。

○ 近年日本に居住するようになった外国人

近年、アジア圏を中心とした区内の在留外国人数が増加しています。このような中、一部で、生活習慣の違い等を背景とした外国人に対する苦情や外国人と地域住民との間でのトラブルが発生しています。また、言葉の壁により行政の情報が正確に伝わらずに困っていても必要な支援を受けられないケースや、災害時に不安を抱えているケースもあります。

区では、これらの生活習慣の違い等を背景としたトラブルを防ぐための方策として、多言語による外国人のための生活便利帳やごみの分別チラシ等の作成のほか、日本語学校等への周知啓発を行っています。また、言葉の壁による課題を低減させるため、区役所の窓口でタブレット端末を活用した外国語通訳クラウドサービスを導入しているほか、保育園や学校においても携帯型の通訳機を配備し、外国語を母語とする子どもや保護者との意思疎通が円滑に行えるよう配慮するなど、外国人の方が様々な困りごとについて相談できる体制を整備しています。併せて、区報やわたしの便利帳の外国語配信、区ホームページの外国語への自動翻訳・「やさしい日本語」への変換機能の搭載等、外国語を母語とする区民が住みやすいまちづくりを推進しています。

このほか、区内には認定NPO法人多文化共生センター東京の事務局と「たぶんかフリースクール荒川校」があり、日本語の習得が必要な生徒に対し、高校に入学するための「日本語」や「教科(数学・英語)」の学習、高校進学相談も行っています。

(ヘイトスピーチ等の差別的言動への対応)

区では、パネル展や区報特集号を通じ、外国人に対する偏見やヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動等に取り組んでいます。また、差別事案が発生した場合には、国や都と連携して対応を行っています。

近年の区における外国人人口の増加に伴い、国籍や人種による差別をすることなく、互いを尊重し、地域社会でともに暮らしていくための取組の必要性が高まっています。

<取組の方向性>

◆外国人との交流促進による相互理解の推進

荒川区国際交流協会等と連携し、文化・習慣に対する相互理解を深めるため、語学講座や多文化理解講座を実施するほか、オンライン等を活用した海外友好都市との交流等、新しい時代に合わせた方法も取り入れながら、国籍に関わらず、多様な区民同士の交流を広げます。また、教育の場においても、子どもたちに互いの文化を尊重しあうことの大切さを伝えていきます。

これらの取組を推進することにより、多様な文化や民族の違いを理解して認め合い、誰もが個性と能力を發揮できる暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

◆近年居住するようになった外国人への生活ルール等の啓発、困りごとへの相談対応

多言語対応や「やさしい日本語」の活用による生活情報の提供とともに、地域における生活ルール等の啓発の取組を進め、トラブルをなくしていくことで、共生社会の実現を図ります。また、様々な困りごとへの相談対応を行います。

◆ヘイトスピーチ等の人権侵害防止の啓発

特定の民族や国籍の人々をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動、いわゆるヘイトスピーチがなくなるよう、国・都等と連携して意識啓発に努めるとともに、差別事案に対しては迅速かつ適切な対応を行います。また、人権研修等を通じ、職員等に対する啓発や研修を継続的に実施します。

8 感染症（HIV感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等）

<社会動向>

HIV感染・エイズ、ハンセン病、新興感染症等については、周囲の知識や理解不足から、患者や感染者、さらにはその家族が偏見の目で見られたり、差別されたりすることがあります。

これらの人権侵害をなくすため、疾病に対する正しい知識と理解を深めることや、プライバシーに配慮することが求められています。

(HIV感染・エイズ、新興感染症等)

エイズは、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染し、免疫が低下することにより発症する病気で、都内のHIV感染者数・エイズ患者数は増加しています。まだ完治させる方法は見つかっていませんが、医学の進歩により、適切な治療をすることでエイズの発症が抑えられ、感染前とほぼ同様の生活が可能となっています。

HIVは日常生活で感染することはありませんが、誤った知識や無理解から、就職をはじめ、日常生活で差別や偏見が見られます。

近年では、令和2(2020)年頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、SNS等における感染者や医療従事者等に対する誹謗中傷が問題となりました。また、ワクチン未接種者等に対する差別や偏見も見られました。

(ハンセン病)

ハンセン病は、らい菌によって皮膚や末梢神経が侵される感染症ですが、感染力は非常に弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。かつて不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6(1931)年以降、患者は法律により療養所へ強制隔離され、家族も厳しい偏見や差別にさらされました。

平成8(1996)年、ハンセン病患者を隔離することを認めた「らい予防法」が廃止され、平成21(2009)年に施行された「ハンセン病問題基本法」の下で患者や回復者の名誉回復の取組が行われていますが、その後も療養所入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起こるなど、ハンセン病元患者やその家族に対する差別や偏見が残っています。

<区の取組状況及び課題認識>

(早期発見・相談)

区では、無料かつ匿名で受けられるHIV検査・クラミジア抗体検査・梅毒検査や、健康に関する様々な相談(保健師等による健康相談等)を実施しています。

(教育・啓発の推進)

教育委員会と保健所が連携し、区立中学校で「エイズ・性感染症予防教育講演会」を開催しているほか、世界エイズデーに合わせ、区ホームページ・SNSでの普及啓発活動を行っています。このほか、人権週間パネル展や区報特集号等においても、HIV感染者やハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行っています。

令和5(2023)年度の荒川区政世論調査において、感染症に関連する偏見・差別に関心があり、解消に向けて取り組むべきと考える人の割合は、コロナ禍前に比べて増加しており、引き続き取組を進めていく必要があります。

<取組の方向性>

◆HIV等の検査機会の提供による早期発見・相談への橋渡し

無料かつ匿名で受けられるHIV検査・クラミジア抗体検査・梅毒検査を継続的に実施し、感染の早期発見・早期治療により従前と変わらない日常生活を送れるようにするとともに、不安や悩みを打ち明けられる相談窓口の周知につなげます。

◆感染症に対する正しい理解を広げるための教育・啓発の推進

感染症罹患者や回復者、その家族に対する偏見や差別をなくすため、引き続き、区民及び職員等に対し、HIV・ハンセン病・新興感染症等に対する正しい理解を広げるための教育・啓発を行っていきます。

9 刑を終えて出所した人やその家族

<社会動向>

刑を終えて出所した人に対するの偏見から、住居確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流されたりするなどの問題が起きており、社会復帰の障害となっています。中には医療機関に入院の受入を拒否されるケースもあります。社会に復帰する努力を重ねても、経歴に係る風評等により、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。また、家族に対する偏見や差別もあります。

国においては、平成20(2008)年に「更生保護法」が施行され、法務省保護局等の公的組織による対応に加え、保護司や更生保護法人等の民間組織により、保護観察、更生緊急保護、生活環境の調整及び犯罪予防活動などの更生保護の取組が行われています。

また、平成28(2016)年には「再犯防止推進法」を制定し、国民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止等に関する施策を推進しています。

令和7(2025)年6月には、刑法の改正により、受刑者を作業に従事させることを前提としたこれまでの懲役刑に代わり、新たに拘禁刑を導入し、個々の受刑者の特性に応じて作業と指導・教育を柔軟に組み合わせた処遇を実施する等、受刑者の更生と再犯防止に重点を置いた更生指導を行っていくことが示されています。

<区の取組状況及び課題認識>

(活動団体の支援等)

区では、刑を終えて出所した人たちの居場所の確保や就労支援、その家族への偏見を見逃さない取組を進めるため、保護司の活動支援、更生保護サポートセンターの運営支援等のサポートを行っています。また、荒川区保護司会と連携し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を実施しています。

(区としての取組)

区と保護司会との連携を図るため、区職員から保護司候補者を推薦したほか、令和4(2022)年に「荒川区における再犯防止に関する取組方針」を策定し、就労・住居の確保支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、学校・家庭・地域と連携した非行の防

止、民間協力者との連携・活動に対する支援の充実及び安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進を重点課題として様々な取組を行っています。また、区報特集号やパネル展等において、刑を終えて出所した人や家族の方が相談できる窓口の周知、出所者本人・家族に対する偏見や差別をなくすための啓発を実施しています。

刑を終えて出所した人の自立・再犯防止に向けた支援とともに、地域社会の理解促進に取り組んでいくことが必要とされています。

<取組の方向性>

◆更生保護活動に対する支援の実施

保護司の活動支援を通じ、出所者の就労等に資するとともに、区内の更生保護施設との連携を一層強化し、区の各所管で更生保護活動への支援を行います。

◆当事者及び家族が相談できる窓口の周知

本人のみならず、家族の方も対象として、相談窓口の周知を図っていきます。

◆区民・職員等への人権啓発・教育の推進

「社会を明るくする運動」や保護司会の活動の紹介等を通じて、区民や職員等への人権啓発及び教育を推進します。

10 犯罪被害者やその家族

<社会動向>

犯罪被害者やその家族は、被害者の心身の被害だけでなく、メディアの過剰取材や周囲の人々からの心ない噂、中傷・偏見による精神的苦痛、生計者を失うことにより家族の収入が途絶えるといった財産的被害等の二次的被害に遭うことがあります。

特に、性犯罪・性暴力の被害は、心身への大きなダメージや人に知られたくないという心理から、誰にも相談できず、適切な支援につながりづらい傾向があります。犯罪被害に遭われた方やその家族が、被害後に直面する負担や困難を軽減し、二次的被害を防止する取組や支援の推進が求められています。

国は、平成 17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」を施行するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利・利益の保護や支援に取り組んでいます。

また、東京都では、令和 2(2020)年に施行した「東京都犯罪被害者等支援条例」等に基づき、相談窓口の設置や見舞金の給付、転居費用の助成等の支援策を実施し、区市町村や関係機関との連携強化を図っています。

<区の取組状況及び課題認識>

(関係機関及び庁内各部署との連携)

区では、犯罪被害者とその家族がスムーズに必要な支援につながるができるよ

う、東京都や庁内関係各課との連携を図る体制を整備しています。

(犯罪被害者やその家族が置かれた状況への理解促進)

パネル展や区報特集号における啓発活動、犯罪被害当事者講師による講演会の開催等により、犯罪被害者やその家族が置かれた状況の理解促進に取り組んでいます。

区においては、職員が電話や窓口等で犯罪被害者やその家族であることを認識した際、その心情に寄り添った対応を行えるよう、職員研修や庁内の連携を推進するとともに、区民が犯罪被害者やその家族の置かれた状況や心情について理解を深められるよう、啓発を行っていくことが求められています。

<取組の方向性>

◆適切な支援のための関係機関との連携強化

犯罪被害者等総合的対応窓口の周知を図るとともに、当事者や家族を適切な支援につなぐことができるよう、関係各課や関係機関との連携強化を図ります。また、庁内でワンストップサービスの体制構築に向けた取組を行っていきます。

◆犯罪被害者やその家族への理解を深めるための啓発

犯罪被害者やその家族の置かれた状況や心情を理解し、支援の必要性や配慮すべきことについて理解促進を図るため、引き続き、犯罪被害当事者を講師とする職員研修や、区民への啓発活動を実施します。

11 インターネット上の人権問題

<社会動向>

近年のスマートフォンやタブレット端末等の普及により、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになりました。しかし、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネットを利用して他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見・差別を助長する情報を発信したりといった悪質な事案が増えています。

インターネット上で掲示板等へ書き込みが行われると、その内容がコピー・転載され、急速に世界中に広まり、かつ、長期間にわたって公開されるなど、回復しがたい重大な人権侵害につながります。

さらに、子どもたちの間にもスマートフォンや SNS が普及し、インターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど、子どもたちが犯罪の被害者となるケースが発生しているほか、SNS 上におけるいじめなど、犯罪の加害者になるケースも生じています。

令和 4(2022)年に改正された「プロバイダ責任制限法」で、プロバイダや掲示板サイト管理者等に対する発信者情報の開示請求が、裁判所を通じた1回の開示請求手続きで済むようになったことにより、全国の地方裁判所への申立件数が大幅に増加しました。

また、「プロバイダ責任制限法」を一部改正・改称し令和6(2024)年に公布された「情報流通プラットフォーム対処法」では、大規模プラットフォーム事業者(SNS運営事業者等)に対し、削除申出に対する対応の迅速化、削除基準の策定・公表等の運用状況の透明化に係る措置が義務付けられ、令和7(2025)年4月に施行されました。

インターネット上の人権侵害は、各人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題であり、その解消は各人権課題を解消する上でも不可欠となっています。

<区の取組状況及び課題認識>

(区民への啓発・相談窓口の周知)

区では、区民がインターネットによる人権侵害に巻き込まれることを防ぐため、パネル展や区報特集号等において啓発活動を行うとともに、被害を受けた場合の相談窓口を周知しています。

(学校・職場における研修・教育の推進)

教職員や保護者向け情報モラル研修の実施及び児童・生徒への情報モラル教育の推進など、児童・生徒の健全育成やネットトラブル等の未然防止の取組を実施しています。区職員に対しても啓発・研修を行っています。

(区に係る差別的な書き込み等への対応)

インターネット上には区や区内の地域に関する差別的な書き込み等も存在しており、社会的問題となっています。このような人権侵害のおそれのある事案を確認した場合には、関係機関とも連携し、法務局への削除要請等を行っています。

デジタル化が一層進んでいく中、地域社会においてもインターネット上の人権侵害は許されないことを強く訴えていくとともに、ネットリテラシーや情報モラル等の啓発を推進していくことが求められています。

<取組の方向性>

◆ネットリテラシーの啓発・相談窓口の周知

インターネットの利用に当たり、利便性を享受するだけでなく、他者の人権にも配慮するよう心がけること、適切な情報セキュリティ対策をとることなど、ネットリテラシーに関する啓発を行います。また、被害を受けた場合に相談できる窓口の周知に努めます。

◆情報モラル教育の推進

児童・生徒が情報社会において正しい判断や考えをもって行動できる能力を育むため、年齢に応じた情報モラル教育の推進を図ります。

◆職員等に対する啓発・研修の実施

職員に対し、引き続き、ネットリテラシーや情報モラル等に関する啓発や研修を行い、意識向上に努めます。

◆人権侵害事案への迅速な対応

荒川区に関する差別的な書き込み等について、定期的にチェックを行うとともに、人権侵害にあたる可能性のある投稿に対しては、法務局への削除要請等を行います。

12 北朝鮮による拉致問題

<社会動向>

1970年代から1980年代にかけて多くの日本人が北朝鮮当局によって拉致されました。平成14(2002)年の日朝首脳会談で、北朝鮮は、長年否定していた日本人の拉致を認めて謝罪し、5名の拉致被害者の帰国が実現しましたが、残る被害者は現在も拉致されたままです。このほかにも、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多く存在します。

拉致問題は、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

国は、平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。この法律では、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。啓発週間には、政府主催国際シンポジウムをはじめとする様々なイベントの開催や、各種メディアによる周知・広報等、様々な活動を行っています。

<区の取組状況及び課題認識>

(拉致問題に対する意識啓発)

特定失踪者の中には当時荒川区に在住していた人もおり、区では、拉致問題に対する区民の関心や理解を促進するため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展や区報特集号による啓発活動を行っています。また、職員研修の中でも、拉致問題について取り上げています。

拉致被害者の帰還を待ち望む家族が高齢化する中、区においても、拉致問題を風化させることなく、区民の意識を高めていく必要があります。

<取組の方向性>

◆拉致問題への関心を高め、理解を促進するための啓発の実施

拉致問題の解決には、政府の取組を後押しする世論の高まりが必要であることから、今後も国や都等と連携しながら、区民の関心を高め、理解を促進するための啓発活動に取り組みます。

13 ホームレス

<社会動向>

路上生活者(ホームレス)は、全国的に減少傾向にあるものの、高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調を来すなど、厳しい生活を送っています。また、偏見や差別に基づく暴力や嫌がらせ等の人権侵害が発生しています。

最近では、路上生活ではなく、終夜営業の施設等を転々として暮らし、住まいをもたない人々が増えているという新たな問題も認識されています。

国は、平成14(2002)年に制定した「ホームレス自立支援法」に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策を推進しており、近年のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和5(2023)年に新たな基本方針を策定しました。

東京都は、令和6(2024)年に「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第5次)」を策定し、23区や関係機関と連携してホームレス問題の解決に向けた取組を行っています。

<区の取組状況及び課題認識>

(当事者に対する支援)

東京都と23区は共同で、路上生活者の就労による自立と社会生活への復帰に向けて、巡回相談事業・緊急一時保護事業・自立支援事業・地域生活継続支援事業等を実施しています。このほか、山谷地域においては、ホームレスの方々に年末年始の宿所や入院先を確保する等の越年越冬対策事業も実施しています。

(ホームレスに対する偏見や差別をなくすための啓発)

ホームレスの方々への理解の促進と人権擁護のため、パネル展や区報特集号による啓発活動を行っています。

ホームレスへの継続的な支援とともに、ホームレスの人々の置かれた状況を理解し、差別や暴力等の人権侵害が発生することのないよう、啓発を続けていくことが必要です。

<取組の方向性>

◆路上生活者対策事業の継続的な実施

東京都と23区で、引き続き、巡回相談事業をはじめ自立支援センターでの一時保護事業や自立支援事業、山谷地域における越年越冬対策事業等を実施し、路上生活者の自立や社会生活への復帰を支援していきます。

◆ホームレスへの偏見や差別解消に向けた啓発

ホームレスに対する理解は十分とは言えず、偏見から差別が生じています。相談窓口の周知とともに、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について理解を広げるための啓発を行います。

14 性的マイノリティ

<社会動向>

性は、出生時に判定された性別だけではなく、自分自身の性別を自分でどのように認識しているか(性自認)、また、恋愛対象や性的関心が主にどのような方向に向かうのか(性的指向)等、様々な要素から構成されます。

性的マイノリティに対する社会の理解は少しずつ広がりつつありますが、まだ十分とは言えず、同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見や、からだの性とこころの性が一致しない等、性自認に関する偏見から、家庭や学校、職場等で嫌がらせやいじめを受けたり、不当な扱いを受けたりする状況があります。

このような現状を踏まえ、国は、性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に向け、性的指向や性自認に対する国民の理解を増進するため、令和5(2023)年に「LGBT理解増進法」を公布・施行しました。同法の基本理念には、「国民の理解の増進に関する施策は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ(性自認)を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に行われなければならない」と記されています。

東京都は、国に先立ち「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を明記し、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、令和元(2019)年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しています(令和5(2023)年改定)。令和4(2022)年には「東京都パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。

<区の取組状況及び課題認識>

区では、荒川区男女共同参画社会推進計画(第5次)において、「人権の尊重と多様な生き方を認めあう意識を高める」を基本目標の一つとして、関係部署と連携し、以下のような取組を行っています。

(当事者支援)

令和4(2022)年に荒川区同性パートナーシップ制度を導入し、更に、相談事業や当事者の居場所づくり等を行っています。相談事業に当たっては、悩んでいる人が相談しやすい環境づくりに努めています。

また、区役所での手続に使用する各種申請書等の様式について、法令で定められているもの等を除き、不要な性別欄は設けないよう配慮しています。

(区民・事業者・職員等の理解増進に向けた啓発)

区民や事業者、職員等に向け、性的マイノリティに関する正しい理解や意識の醸成を図るための啓発や、学習機会の提供を行っています。事業者に対しては、中小企業において性的マイノリティが働きやすい職場環境を整備する経費の一部補助を行っています。職員に向けては、性自認及び性的指向に関する職員対応ガイドラインを作成し、研修を実施しています。

(学校における取組)

学校においては、男女混合名簿の使用や、性別に関わらず制服を選択できる標準服選択制の採用、教職員への研修会やガイドライン研修の実施等の取組を進めています。

今後も、当事者支援及び地域社会における理解増進に継続して取り組んでいく必要があります。

<取組の方向性>

◆関係機関との連携による相談窓口の周知・当事者に寄り添った支援

性的マイノリティの方が抱える悩みや困難に対応した相談窓口を継続的に設置し、他の相談機関とも連携して窓口の周知・相談対応に努めるとともに、「レインボーサロン」(性的マイノリティやそのご家族の方が、多様な性の悩みや疑問を話せる集いの場)の開催等、当事者に寄り添った支援に取り組んでいきます。

◆区民や事業者・職員に向けた正しい情報の提供・理解増進のための啓発

引き続き、性的マイノリティに関する正しい情報の提供や理解促進に努め、区民や事業者に向けた情報誌等の発行、講座やパネル展の実施をはじめとする理解促進事業、中小企業への職場環境整備補助等を行っていきます。職員に向けた研修も継続して実施します。

◆教員等に対する研修の実施、子どもたちへの正しい知識の普及

教員等に対しては研修等により理解増進を図り、教育の場においても、子どもたちが正しい知識を得て自己や他者に接することのできるよう、教育活動を進めていきます。

15 人身取引(トラフィッキング)

<社会動向>

人身取引(トラフィッキング)とは、国際的な犯罪組織等が、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。

人身取引は、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり、国境を越えて行われる犯罪でもあることから国際社会の関心も高くなっています。

国は、平成16(2014)年に「人身取引対策行動計画」を策定し、実態把握の徹底、入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止、人身取引被害者の認知の推進、取締りの徹底等による人身取引の撲滅、人身取引被害者の保護・支援、国際的取組への参画や広報啓発など、関係省庁と協力して取組を進めてきました。令和4(2022)年には「人身取引対策行動計画2022」を策定し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を推進しています。

<区の実施状況及び課題認識>

(区民に向けた啓発)

区では、人身取引問題への関心や理解促進を図るため、パネル展や区報特集号により、啓発を行っています。

人身取引は非人道的な犯罪であることについて、区においても引き続き啓発を行っていく必要があります。

<実施の方向性>

◆人身取引の撲滅・防止に向けた理解促進のための啓発

人身取引の撲滅や防止のためには、一人一人が人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として受け止め、対応することが大切であることから、区民の理解や関心を高めていくための啓発活動に取り組みます。

16 災害に伴う人権問題

<社会動向>

東日本大震災や熊本地震、平成30(2018)年7月豪雨、能登半島地震等の災害においては、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。

避難所等では、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等への十分な配慮が行き届かないことにより、プライバシーが確保されず、対象者のニーズにあった物資や支援が提供されないケースが多く見られ、長期にわたる避難生活によるストレス等から、嫌がらせやいじめ、DV等の人権侵害も発生しやすい状況があります。

福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対しても、偏見や根拠のない思い込み、風評に基づく人権侵害が生じています。

災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場所を奪い、被災者は大きな被害を受け、その不安やストレスは計り知れません。そうした被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら、支援していくことが大切です。

近年、国において「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインに関する内閣府通知」、「女性の視点に立った防災・復興の実施促進について(内閣府通知)」の発出や、「防災基本計画への災害ケースマネジメントに関連する記載」及び「災害ケースマネジメント実施の手引き」の発行がなされています。

<区の実施状況及び課題認識>

区では、偏見や根拠のない思い込み、風評に基づく災害時の人権侵害を防ぐため、パネル展や区報特集号等において啓発を行っており、被災地との交流事業等も実施しています。

また、「荒川区地域防災計画」に基づき、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方を含めた多様な性の視点に配慮した防災対策を推進しています。

発災時に避難の支援が必要と思われる高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、警察署・消防署や町会等の避難支援等関係団体との連携による支援体制の整備を図っています。また、一般の避難所での生活が困難な妊産婦・乳児・高齢者・障がい者を対象とした二次避難所、重度の高齢者・障がい者を対象とした福祉避難所を設置しています。外国人に対しては、外国語対応の生活ガイドブックの作成及び配布等、防災意識の啓発を推進しています。また、外国語の表記の街区表示板、避難標識の設置も進めています。

災害に伴う風評被害や、配慮を必要とする人々に対する人権侵害の防止、防災分野における女性参画の推進等に引き続き取り組んでいく必要があります。

<取組の方向性>

◆災害の発生に伴う人権侵害を防ぐための啓発の実施

偏見や根拠のない思い込み、風評による特定の人々や被災者を傷つける言動を防ぐため、引き続き、パネル展や区報、イベント等を通じて区民への啓発に取り組みます。

◆避難所におけるプライバシーの確保・要配慮者への配慮

災害時の避難所運営に当たっては、プライバシー(更衣、授乳、トイレ、就寝スペース等)の確保や、配慮を必要とする多様な人々の人権に配慮するとともに、周囲への啓発に努めます。また、悩みや相談の対応窓口を明示する等、配慮を必要とする当事者が困りごとを伝えられるよう留意し、運営の改善につなげていきます。

◆防災対策への女性参画の推進、多様な性への配慮

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方をはじめ、多様な性のあり方に配慮した防災対策の推進・啓発に取り組みます。

◆要支援者への支援体制の強化

関係各課や関係機関、町会等が連携し、災害予防から避難、応急対策等のそれぞれの段階における、高齢者や障がい者等の要支援者への支援体制を強化します。平常時から、地域における要支援者の情報把握や訓練の実施等による要支援者への理解促進に努め、地域の共助力の向上を図ります。

◆対象者の特性に配慮した二次避難所・福祉避難所の運営

一般の避難所での生活が困難な対象者を受け入れる二次避難所・福祉避難所を確保し、対象者の特性に配慮した避難所運営を行います。

17 ハラスメント

<社会動向>

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面で、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言・行動が問題となっています。

ハラスメントは、相手の尊厳や人権を傷つける行為であるとともに、時には心身の健康や命を危険にさらす可能性があり、組織全体の生産性や意欲の低下など組織環境を悪化させるものです。

ハラスメントの種類には、「セクシュアルハラスメント」(不快な性的言動等)、「パワーハラスメント」(職場等での優位性を利用した嫌がらせ等)、「マタニティハラスメント」(妊娠・出産・育児休業を理由とした不利益な扱いや嫌がらせ等)、「カスタマーハラスメント」(顧客の不当な要求や悪質なクレーム)などがあります。

国は、平成 19(2007)年の「改正男女雇用機会均等法」によりセクシュアルハラスメント防止対策を、平成 29(2017)年の「改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法」によりマタニティハラスメントの防止対策を事業主に義務付けました。また、令和 2(2020)年には「改正労働施策総合推進法」(通称:パワハラ防止法)の施行により、初めて事業主にパワーハラスメント対策が義務付けられるなど、ハラスメント防止対策の強化が図られています。

東京都では、近年、社会的問題となっているカスタマーハラスメントを防止するため、令和 7(2025)年 4 月から「東京都カスタマーハラスメント防止条例」が施行されています。

<区の実施状況及び課題認識>

令和 5(2023)年度の荒川区政世論調査で、「人権侵害を受けたことがある」又は「見聞きしたことがある」と回答した人(37.7%)に、どのような人権侵害だったかを聞いたところ、「職場等でのハラスメント」と回答した人(45.7%)が最も多い結果でした。

(事業主としての区の実施)

区では、「荒川区職員のハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」等を策定し、職員を対象としたハラスメント防止研修を行っています。また、庁内に相談対応窓口を設置し、相談体制を整備しています。

(区民等に向けたハラスメント防止の啓発)

区民に向けては、パネル展や区報特集号における啓発活動により、ハラスメント防止のための意識啓発を図るなど、ハラスメントのない環境づくりに取り組んでいます。

職員を雇用し、行政サービスを提供する事業主としての取組はもとより、区民や区内事業者に向けた各種ハラスメント防止の啓発、被害を受けた際の相談窓口の案内等を行っていくことが求められています。

<取組の方向性>

◆職員研修等の実施によるハラスメントの抑止、対応策の実施

職員研修等の実施により、職場におけるハラスメントの発生防止に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。

また、カスタマーハラスメントを正しく理解し、正当なクレームと混同することのないよう留意した上で、ハラスメント行為全般への対策を行います。

◆ハラスメントのない社会に向けた理解促進と意識啓発

ハラスメントのない環境づくりを推進するため、区民に対し、ハラスメントに関する意識啓発を実施するとともに、相談窓口の周知を図ります。

18 個人情報の流出・プライバシー侵害

<社会動向>

近年の情報通信技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析が可能となっており、個人の行動・状態等に関する情報は特に利用価値が高いとされています。これらの個人情報が漏えいし、悪用されると、人権侵害につながるおそれがあります。

また、本人の了解を得ずに公にしている秘密を暴露されてしまうアウティング行為や、インターネット上の掲示板等に個人情報を無断で公開されるなど、他人のプライバシーを侵害する行為が問題となっています。

国は、「個人情報の保護に関する法律」により、自治体の責務や、個人情報取扱事業者が個人情報を取得・利用するに当たっての義務、個人情報の漏えい等の不適正な取扱いを行った場合の罰則等を定めています。

<区の取組状況及び課題認識>

(事業主及び行政としての区の取組)

区では、「荒川区個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定め、情報セキュリティ対策を進めるなど、区が管理する個人情報の適正な取扱いに努めています。また、職員への情報セキュリティや個人情報保護に関する研修を実施しています。

(区民に向けた啓発・相談窓口の周知)

区民に向けては、プライバシーの侵害防止に係る啓発や、相談窓口の周知を行っています。

区民や職員等、多くの個人情報を取り扱う事業主、また、制度を運用する行政として、個人情報の適正な利用・管理を実施することに加え、区民に向けた侵害防止の啓発・相談窓口の周知等を行っていく必要があります。

<取組の方向性>

◆事業主としての安全管理措置の実施

保有個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の安全管理のために、適切な安全管理措置を講じていきます。

◆区民に向けた侵害防止の啓発、侵害を受けた際の相談窓口の周知

他人の個人情報を漏洩したり、プライバシーを侵害したりすることのないよう、区民への意識啓発を行うとともに、個人情報保護委員会が設置している「個人情報保護法相談ダイヤル」等、侵害を受けた場合の相談窓口の周知を行います。

第5章 人権施策の推進のために

1 人権施策推進のための具体的な取組

荒川区は、地域の中でともに助け合い、人を思いやる温かさが培われてきたまちであり、区民一人一人が身の周りで人権を侵害されている人の存在や地域における人権課題の存在に気づき、解決に向けた取組を行うためには、更に人権意識の啓発を進めていくことが重要です。

区は、人権に関する啓発、教育・研修、相談、支援等を積極的に行い、区民一人一人が互いの人権を尊重し、個性や違いを認め合うことのできる、人権意識が醸成された寛容で温かな地域づくりに取り組んでいきます。

(1) 区民意識の把握

人権意識の現状や人権問題の解決に向けた啓発のあり方を探るため、区政世論調査等による区民意識調査や啓発事業におけるアンケート調査等を行い、区民の人権意識の把握や啓発事業の効果検証に努め、各種人権施策に反映させていきます。

(2) 人権啓発の推進

区では、これまで様々な人権課題を取り上げ、講演会やパネル展の実施及び区報特集号の発行等を通して、区民に人権について考える機会を提供することにより、人権啓発に努めてきました。今後も、人権課題の多様化・複雑化や新たな人権課題等を踏まえ、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

啓発活動に当たっては、インターネットをはじめとする様々な媒体の活用や、当事者の講師の登用、参加体験型のイベントの実施等、より効果的な方法を調査・研究し、実施していきます。

(3) 人権教育・研修の充実

区では、区立小・中学校全校に人権教育推進担当教員を配置し、東京都教育委員会の「人権教育プログラム」に基づく人権教育を実施しています。引き続き、児童・生徒一人一人の人権を尊重できるよう、定期的な研修や研究活動等を通じて、教員の理解促進・人権意識の向上を図り、人権教育の充実につなげていきます。

令和7(2025)年には、いじめ対策推進法に基づく「いじめ防止基本方針」を改定し、各学校においても方針を定め、いじめ防止に取り組んでいます。今後も、全ての教育活動を通じて、互いの人格を尊重し合い、偏見や差別、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。

社会教育においては、人権尊重の理念を根底に置き、各種生涯学習事業の推進に取り組むとともに、区民が人権について考えるきっかけづくりを行います。

また、区職員一人一人があらゆる場面において人権に配慮し、職務を遂行できるよう、引き続き、人権感覚を高める研修の実施・研修内容の充実に取り組んでいきます。

(4) 相談・支援の連携

区民が人権に関する課題に直面したときには、早期に相談窓口につながり、専門的な助言や適切な支援を得ることが重要です。区では、各人権課題に応じた様々な相談事業を実施していますが、最近では複合的な人権課題を抱える相談や新たな人権課題に関する相談への対応が求められています。

こうした状況に対応するため、分野ごとの相談窓口間や関係機関との情報共有・連携強化に努めるとともに、東京法務局や公益財団法人東京都人権啓発センター等の公的機関等の団体が設けている相談窓口との連携や活用を図り、幅広い課題に対応していきます。

誰もが早期に相談窓口につながることができるよう、区内外の各種相談窓口のより一層の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めていきます。

(5) 人権ネットワークの形成

近年では、インターネットによる人権侵害をはじめ、広域的な対応が必要となる人権課題が多くあります。このため、国・都との役割分担を踏まえ、積極的に情報共有を行い、近隣自治体を含め、関係機関との人権ネットワークの一層の連携強化に努めます。

人権尊重の理念を地域に浸透させていくためには、区民や事業者等との協働が欠かせません。人権擁護委員や民生委員、保護司、差別解消のために運動している団体等と連携・協働し、地域全体で人権啓発活動等の取組を推進します。また、区民や民間事業者が実施する人権啓発活動や人権研修の支援等、地域の人権にかかわる自主的な取組を促し、人権施策における協働を推進していきます。

さらに、人権課題に取り組む団体等との連携を強化し、効果的な啓発事業の実施、必要な支援につながる相談事業の実施に向けて取組を進めていきます。

2 人権施策推進の体制

(1) 庁内の組織体制

人権課題は、個別課題が多岐にわたり、複雑化・多様化していることに加え、近年では、複合的な課題への対応が求められています。こうした状況に対応するため、全庁で情報共有を図り、組織横断的に課題解決に向けた取組を推進していきます。

(2) 取組の点検・評価と改善

本指針に関連する庁内各部の取組について、庁内の横断的な組織において、それぞれの実施状況の点検・評価に加え、新たに発生した課題等について定期的に意見交換を行うことにより、各取組の改善につなげていきます。

資料

荒川区人権推進指針(改定素案) パブリック・コメントの実施結果

(1)意見募集期間

令和7(2025)年 11月11日(火)～12月2日(火)

(2)閲覧場所等

区役所4階総務企画課・地下1階情報提供コーナー、荒川さつき会館、荒川区ホームページ

(3)意見提出数

3名4団体・18件

内訳 Logo フォーム:3名1団体・14件、電子メール:1団体1件、
持ち込み:0件、FAX:1団体2件、その他:1団体1件

(4)意見の内訳

①指針全般についての意見	0件
②各章の具体的な内容に関する意見	12件
基本理念・人権推進指針(4項目)に関すること	2件
人権課題「女性」に関すること	2件
人権課題「子ども」に関すること	4件
人権課題「高齢者」に関すること	1件
人権課題「障がい者」に関すること	2件
人権課題「外国人」に関すること	1件
③その他	6件
合計	18件

(5)意見に対する区の考え方

◎	計画に新たに反映する	5件
○	既に盛り込んでいる	1件
—	意見・要望としてお聞きする	12件
合計		18件

(6)意見の概要と意見に対する区の考え方

《各章の具体的な内容に関する意見》

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
1	基本理念・人権推進指針	<p>第3章2 基本理念を「全ての人が個性や違いを認め合い、互いの人権が尊重される平和な社会の実現」に改め、個性だけでなく、人種、国籍など個性で括れない問題があるので、「違いを認め合う」という文言を明記してほしい。</p> <p>また、同章3 荒川区人権推進指針(2)のタイトルにも「様々な違いを認め合い」と明記してほしい。</p>	<p>人種や国籍等は、一人の人間としての「個性」ではなく、出自による「違い」であり、その「違い」を認め合う社会としていく必要があることはご指摘のとおりであり、素案の第3章「3 荒川区人権推進指針」(2) 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します」の本文中にも、「荒川区は、文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人がそれぞれの個性や違いを認め合い、共生できる寛容なまちを目指します。」という文言を記載しています。</p> <p>素案の基本理念・指針(2)のタイトルには「違い」という文言を記載しておりませんが、ご意見を参考に、基本理念に「違い」の文言を加えるとともに、指針(2)を「個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します」とします。</p>	◎	6 ～ 7
2		<p>第3章3(3)「人権意識が広く行き渡ったまちを目指します」の「人権意識」の中身として「あらゆる差別を許さないという人権意識が…」と明記してほしい。</p>	<p>第3章3(3)に記載している「人権意識」という文言については、全ての人が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることができ、個性や違いを互いに認め合うことといった広範な人権に関する意識を示すものと捉えており、ご指摘のありました「あらゆる差別を許さない」という意識も含んだ内容としております。</p>	—	6 ～ 7

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
3	女性	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「1 女性」<取組の方向性>の困難女性支援について、「最適な支援を行えるよう関係機関等とも連携」との記載があるが、この記載を「最適な支援を行えるよう性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターをはじめ、関係機関等とも連携」として、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」または「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(性暴力救援センター・SARC 東京)」を追記してほしい。 (理由) 困難女性支援法は、売春防止法を法的根拠とした婦人保護事業の見直しの必要性から制定されたものであるが、運用面では売春防止法に基づいて設置されていた婦人相談所が「女性相談支援センター」と名称を変えて支援が行われているため、実践面では婦人保護事業が事業開始当初は想定していなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、AV出演強要、JKビジネス問題への対応(※ 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ<概要>令和元年10月より)についてはまだ経験が浅く、性暴力・性犯罪被害者の人権救済の実効性を高めるためには、第一に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」との連携が必要不可欠であるため。そのことを行政職員、関係諸団体、すべての区民に周知するためにも、明記していただくことが重要であると考え。</p>	<p>東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携については、区としてもその必要性を認識しており、区報人権週間特集号やホームページにおいて、犯罪被害にあった方の相談窓口として掲載し、周知に努めております。また、同センターに「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」が設置されて以降は、子どもに係る相談窓口と同ホットラインを追加し、周知しているところです。</p> <p>本項の「困難女性」は、性犯罪・性暴力被害者のほか、ひとり親や経済的に困窮状態にある方など様々な困難を抱えた女性を総称しており、それぞれが抱える困難の内容によって連携先の機関が異なることから、包括的な表現を使用しております。</p> <p>なお、改定後の指針には、本冊とは別に各人権課題の相談先一覧を添付し、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターも掲載する予定です。</p>	—	11

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
4	女性	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「1 女性」<区取組状況及び課題認識>の(困難女性支援)では、「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」のことしか触れていないが、実効性のある支援を行うためには、実態の把握が不可欠であるため、ぜひ<取組の方向性>に、「困難な問題を抱える当事者の女性の実態調査を行うことを検討する」という旨を盛り込み、できれば来年度か再来年度には実態調査が実施できるように準備を進めてほしい。</p> <p>区民に実態調査を行うことは、被害者自身が自身の被害を「被害」だと認識でき、相談窓口を把握でき、援助希求力の向上につながる、困難女性支援にとってとても有効な施策だと考える。</p>	<p>困難女性支援については、「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」での取組に加え、現在改定中の「荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)」素案において、基本目標の一つに「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する」を位置づけているところであり、今後、計画に基づいて取組を進めていくこととしています。</p> <p>困難な問題を抱える当事者の実態調査に関しては、現在「ひとり親家庭アンケート」を実施しておりますが、今後、よりよい調査の方法について検討してまいります。</p>	-	11
5	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」の<区取組状況及び課題認識>の最終段落2文目に、以下の【 】内を追加してほしい。</p> <p>「また、虐待やいじめ等への取組にとどまらず、【昨今増えつつある不登校の複合的な要因、】貧困やヤングケアラーの状況にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていくことが求められています。」</p> <p>(理由)不登校については教育分野にとどまらず、「29条:教育を受ける権利」、「3条:その子どもにとって最も良いことを優先してもらおう権利」など、複合的に子どもの権利の立場についても文章を追加すべきだと思うため。</p>	<p>素案では、貧困やヤングケアラーの状態にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていく旨を記載していますが、ご指摘のありました「不登校」も自己実現の阻害や体験格差を生む要因の一つであることから、本文中に「不登校」の記載を追記します。</p>	◎	13 ~ 14
6		<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」<取組の方向性>「子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組みの推進」に、以下の【 】内を追加してほしい。 (第1段落2文目)</p> <p>「また、区としても、【様々な】子どもの意見を区政に反映させる機会を設けていきます。 (理由)家に引きこもった不登校の子ども達の意見が反映される場があることも保証、明記していただきたいため。</p>	<p>ご指摘の部分につきましては、登校しているか不登校であるかに関わらず、子どもの多様な意見を反映させるという意味で記載していることから、「子どもの多様な意見を区政に反映させる機会を設けていきます。」という表現とします。</p>	-	14

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
7	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」〈取組の方向性〉「子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組みの推進」に、以下の【 】内を追加してほしい。 (第2段落) 「あらかわ子どもほっとらいん」や「荒川区子どもの悩み110番」、荒川区若者相談「わか」等の相談窓口において、子どもたちの悩みに寄り添うとともに、【地域の子どもの居場所、子ども食堂等の子ども支援の活動とも連携し、】課題解決の手助けを行い、子どもの権利擁護を図ります。 (理由)地域にて具体的に日々寄り添いをしている子どもの居場所、子ども食堂の存在を明記していただきたいため。(児童相談所や学校などからも支援が必要な子どもについてご紹介いただき、子どもの居場所、子ども食堂は、学校に行く事が出来ない子ども、学校生活の中では生きにくいが頑張って登校している子どもなど、日常毎日の寄り添いを長期にわたって行っている。具体的に寄り添って毎日を支援しているのは子どもの居場所や子ども食堂などだと感じている。)</p>	<p>区では、子どもの居場所づくり事業を行う団体や、食事の提供・学習支援等を行う団体への支援を行うとともに、関係者同士の連携を強化し、地域全体で子どもを支える環境の整備に取り組んでいます。 活動団体の皆様には、区と連携して、様々な背景から支えを必要としている子どもたち一人一人の状況に寄り添い、日々の支援を行っていただいていることから、ご指摘を踏まえ、地域の様々な団体との連携について文中に追記します。</p>	◎	14
8		<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」〈取組の方向性〉「いじめ防止及び早期発見・相談体制の整備」の第1段落に、以下の【 】内を追加してほしい。 区・学校・家庭・関係機関・地域【の子ども支援の活動】との連携強化を図り、いじめの防止・早期発見・適切な対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 (理由)地域にて具体的に日々寄り添いをしている子どもの居場所、子ども食堂の存在を明記していただきたいため。</p>	<p>子どもの居場所・子ども食堂等の子ども支援活動に取り組まれている団体につきましては、子どもたちの心に寄り添い、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を行っていただいていることから、要保護児童の早期発見や保護を目的として関係機関の連携を図る「荒川区要保護児童対策地域協議会」に、団体の代表者の参画をいただいております。 そのため、子ども支援活動をしている団体は、いじめの防止・早期発見のために連携する主体として列記している「区・学校・家庭・関係機関・地域」のうち、「地域」だけでなく、「関係機関」にも含まれているものと認識しております。 子ども支援活動をされている方以外にも、多様な関係機関や地域で活動をされている方々もいらっしゃることから、当該部分につきましては、包括的な表現とさせていただきます。</p>	—	14

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
9	高齢者	<p>高齢者の住宅施策について 住まいは、人権である。公的住宅の充実を求める。</p> <p>人は、急に高齢者になるわけではない。経済が年金頼みの高齢者は多くなった。壮年期から、仕事の退職後を見越した住宅政策を実施してほしい。住み慣れた地域で、人生の後半を生きられるようにしてほしい。掛け声だけでは不十分である。</p> <p>高齢になって、自分の住宅がある方は幸せである。しかし、仕事を退職するまでに自分の住宅を持ってない、あるいは持たなかった人もいる。近年、派遣社員、パートタイム労働などで生活してきた、せざるを得なかった労働者は沢山いる。老後の資金を充実させることが難しい人のために、区は、特に高齢者の公的住宅を建設すべきである。</p> <p>民間の賃貸住宅入居希望の方への年齢差別をやめさせなくてはならない。賃貸住宅の大家や不動産関係者の意識改革を求める。</p> <p>どんなに広い住宅を所有しても、家族の人数が変われば、必要な住宅面積が変わる所有者も多いと想像する。所有者は、住宅を墓場まで持って行くことはできない。</p> <p>経済活動が活発なときは、所得税、住民税や消費税などで納税義務を果たしてきた労働者に、人生の後半にはそれに報いる形で、必要な公的住宅を建設すべきである。</p>	<p>区では、高齢者用区営住宅の提供と併せ、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯への物件探し支援等を行い、高齢者が住まいを確保できるよう取り組んでおります。</p> <p>今後も、不動産関係団体等を構成員に含む居住支援協議会での議論を進め、高齢者が住宅の確保に苦慮することのないよう、取組を進めてまいります。</p>	—	15 ～ 16

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
10		<p>障がい者も地域で生活していく方向となっているが、当事者や家族にとっては難しく、入院が必要なケースもある。入院しなくてよければ、地域でのびのび生活できればよい。地域の理解が必要。</p> <p>ヘルパー不足や、体を支えるために力が必要なことなどから、麻痺のある若い女性の入浴介助を男性ヘルパーが行っているケースがある。本人は自分の意思を伝えることのできない障がい状態にあるとはいえ、一般的な感覚として人権侵害にあたるように思われ、周囲が代弁していく必要があると考える。</p> <p>支援ではなくサービスを受けたい(居宅介護、タクシー券等)。</p> <p>以前は民生委員が地域を回っていたが、最近は訪問がなく、障がい者の存在が把握されていないので、訪問を行ってほしい。障がい者が安心して暮らせるまちは、地域の支援がないと実現できない。</p>	<p>区では、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し、安心して社会生活を送ることができるよう、学校での人権教育、職員や支援者に対する研修、区民への啓発等を通じて、障がいに対する地域の理解促進を図るとともに、障がい者の権利擁護に努めていくこととしております。</p> <p>ご意見をいただきました、障がい者に対するサービスや見守りの実施等につきましては、具体的施策の中で対応を検討してまいります。</p>	—	17 ～ 19
11	障がい者	<p>障害者への差別解消、虐待防止等更なる推進を願っている。虐待防止コールセンターまたは相談窓口の周知徹底をお願いする(この素案に周知ではなく、これからの周知を願いたい)。差別解消に関しては相談の窓口の明記がないが、虐待防止コールセンター、相談窓口と同様か。</p> <p>親亡き後も荒川区に住めるよう更なる住居の整備をお願いする。居住支援協議会があるとの事なので、よろしく願いたい。</p> <p>「さくら教室」は参加者も多く内容もとても充実しており、ありがたい。今後ともよろしく願いたい。</p> <p>児童・生徒の復籍交流時の問題は聞いており、架け橋となる大人の配慮が必要と思われる。通常級の教員の学習などが必要かと思う。</p> <p>発達に課題のある児童及び障害児及び保護者の支援は、ぜひ今後とも更なる支援をお願いしたい。本当に大変な時ほど目が離せない、手が離せない時もある。私自身、相談に行きたくとも行けない、そんな時もあった。また保護者の心のケアも必要と思う。保護者に支援をいただく事で保護者の力になり、障害児も健やかに、と願っている。</p>	<p>ご指摘のありました差別解消に関する相談窓口につきましては、P17<区の取組状況及び課題認識>の(障がいを理由とする差別の禁止・合理的配慮)に、「障がい者差別の解消に向け、障がい者及びその家族等を対象とした相談窓口・コールセンターの設置」と記載しております。構成上、虐待防止の項(P18)と別立ての記載となっておりますが、実際の窓口は、差別解消・虐待防止コールセンターとして一体的に運用しております。</p> <p>障がいの有無に関わらず互いの人権を尊重し合い、「親なき後」においても安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、学校での人権教育や職員・支援者に対する研修、区民への啓発の実施、相談・支援体制の充実等、具体的施策の中で対応してまいります。</p>	○	17 ～ 19

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
12	外国人	<p>外国人に対するヘイトスピーチがひどくなっている。外国人が優遇されているかのようなデマを流すことに対し、区として、しっかりと対応していただきたい。</p> <p>外国人差別をあおるようなチラシのポスティングや、ビラまきが見受けられる。こういったことも、荒川区では行えないような取り決めをしてほしい。</p> <p>また、言語や習慣の違いによるトラブルが起こらないよう、区としての取り組みもお願いしたい。</p>	<p>区では、人権週間パネル展等の実施や区報人権週間特集号の発行・周知等により、外国人への偏見やヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>また、言語や文化、生活習慣の違いによるトラブルを防ぐための方策として、多言語による外国人のための生活便利帳やごみの分別チラシ等の作成のほか、日本語学校等への周知啓発を行っています。</p> <p>さらに、区役所窓口への外国語が話せる職員の配置やタブレット端末等を利用した通訳サービスの導入等により、外国人の方々が相談できる体制も整備しております。</p> <p>区といたしましては、全ての人が個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指してまいります。</p>	—	22 ～ 24

《その他の意見》

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
13	その他	<p>基本理念について、私は素晴らしい理念だと思う。ぜひ実現してほしい。</p> <p>現在、出生届の父母との続柄に「嫡出子／嫡出でない子」とあるが、記載を義務付ける戸籍法第49条2項1号は、法の下での平等を保障する日本国憲法第14条1項に違反する。国際人権条約の自由権規約第24条1項にも違反している。</p> <p>現在の出生届では人権を保障できないので、人権を保障する観点から、新しい出生届を要求すべきである。</p> <p>理念を理念のまま終わらせてはならない。実行してほしい。</p> <p>窓口対応の職員の教育も、徹底してほしい。</p>	<p>出生届における父母との続柄の欄は、「嫡出子」「嫡出でない子」の選択の他、出生の順序や性別を記入する欄となっております。嫡出の別については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>また、長男・長女等の記載は同じ父母を持つ子ども間の兄弟関係を明らかにするものであり、それ自体が差別にあたるものではないと認識しております。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めるとともに、人権意識を高めるための啓発に取り組んでまいります。</p>		6
14		<p>女性と子どもの人権に関して、出生届の子と父母との続柄の欄は、どういった根拠で記入する必要があるのか。</p>			
15		<p>国と行政は、現状の出生届で婚外子差別を作っている。</p> <p>親が法律婚しているかいないかで、子どもを公的書類で差別記載することや、親の生き方で子どもを差別することは、子どもの人間としての尊厳を踏みにじり、人権侵害以外の何ものでもない。</p> <p>同時に、母である女性の尊厳をも踏みにじるものである。非婚で子どもを産むかは、女性の選択の権利であり、他人や国から非難されるものでない。</p> <p>嫡出概念を廃止すべきと考える。</p>			
16		<p>出生届の子と父母との続柄を問う欄は、婚外子差別につながる。</p> <p>国際条約の児童の権利に関する条約第2条は、出生差別を禁止している。</p> <p>全ての人の人権を尊重するのであれば、現在使用している出生届のこの欄は、国際条約に鑑みると違法だと思う。</p> <p>法務省の指示でこの届書を使っていると思うが、出生届を所与のものとするのではなく、人権推進の理念に基づき、法務省に人権を尊重する出生届を要望すべきである。</p>			

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
17	その他	<p>出生届の父母との続柄の欄において、「嫡出子、嫡出でない子」の後、記入例をみると「長男」と記入がある。これは子どもの序列化で、差別である。</p> <p>子は平等であり、すべて「子」で良いのではないか。</p> <p>家父長制の残滓を取り除くべきである。</p> <p>例えば、ある人が10人の人と結婚離婚を繰り返し、結婚の度に子どもが生まれた場合、長男長女が10人いることになる。子どもを長男長女と記す意味がない。</p> <p>法務省へ、出生届のこの欄の修正変更を求めるべきである。</p>	<p>(再掲)</p> <p>出生届における父母との続柄の欄は、「嫡出子」「嫡出でない子」の選択の他、出生の順序や性別を記入する欄となっております。嫡出の別については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>また、長男・長女等の記載は同じ父母を持つ子ども間の兄弟関係を明らかにするものであり、それ自体が差別にあたるものではないと認識しております。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めるとともに、人権意識を高めるための啓発に取り組んでまいります。</p>	—	—
18	その他	<p>巻末の「【資料】国・都における人権に関する主要年表」について、令和5(2023)年の欄に、「刑法改正(「不同意性交等罪・不同意わいせつ罪」への改正及び「性的姿態撮影罪」などの新設)」と追記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>平成17年(2005)年の欄には「刑法改正(「人身売買罪」の新設)」との記載があるが、上記の大きな人権に関わる刑法改正の記載がないのは不自然であるため。</p> <p>2023年の刑法改正前までは、性暴力という人権侵害が行われても、性犯罪と認められずに人権侵害が放置されてきた経緯があり、それを大きく転換する画期的な改正を、ここに明記し行政にかかわる者や区民全体に周知することで、性暴力被害者への人権侵害をさらに抑止・防止し、人権侵害の被害者を支援・救済することに資するという意味でも重要であると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、巻末の「国・都における人権に関する主要年表」に、令和5(2023)年の刑法改正を追記します。</p>	◎	66

第 48 回荒川区政世論調査(抜粋)

(調査区域)荒川区全域

(調査対象)荒川区在住の満 18 歳以上の個人(住民基本台帳による)

(標本数)3,000 人

(抽出方法)層化2段階無作為抽出(7地区に分類し対象者を抽出)

(調査期間)令和5(2023)年8月 29 日～令和5(2023)年9月 29 日

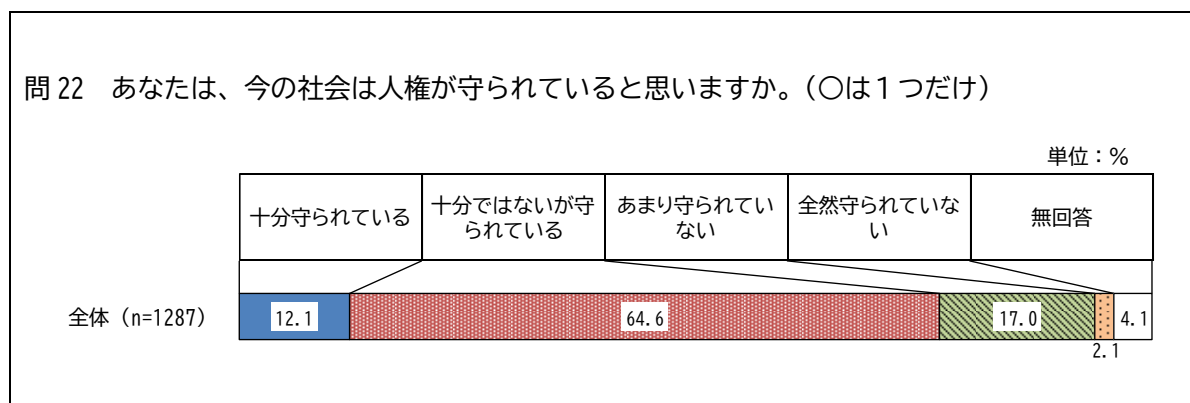
(調査方法)郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

(有効回収数)1,287 件

(有効回収率)42.9%

(1)人権が守られているか

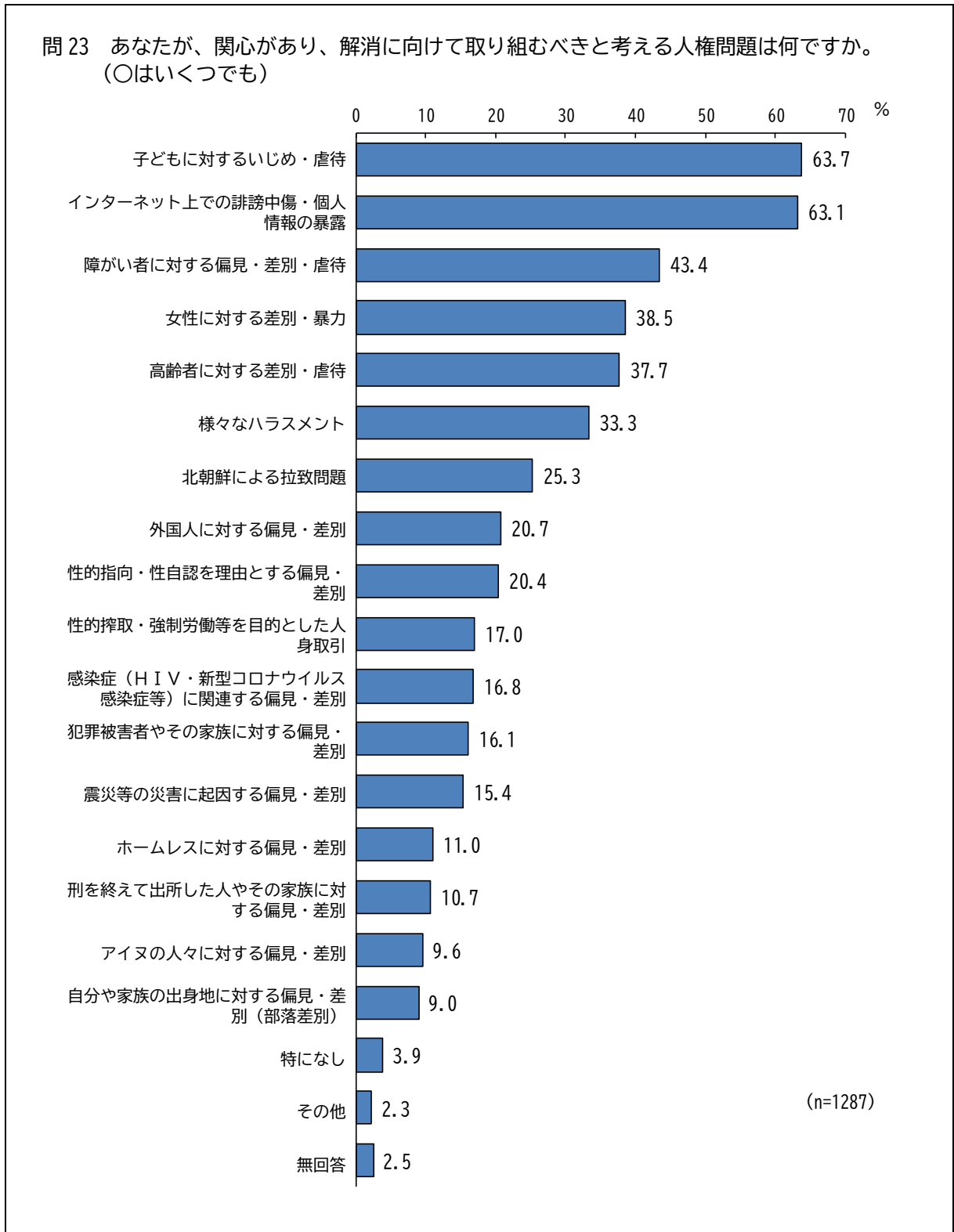
◇「十分ではないが守られている」が6割半ば近く



人権が守られているか聞いたところ、「十分ではないが守られている」(64.6%)が6割半ば近くと最も高く、次いで「あまり守られていない」(17.0%)、「十分守られている」(12.1%)と続いている。

(2)関心のある人権問題

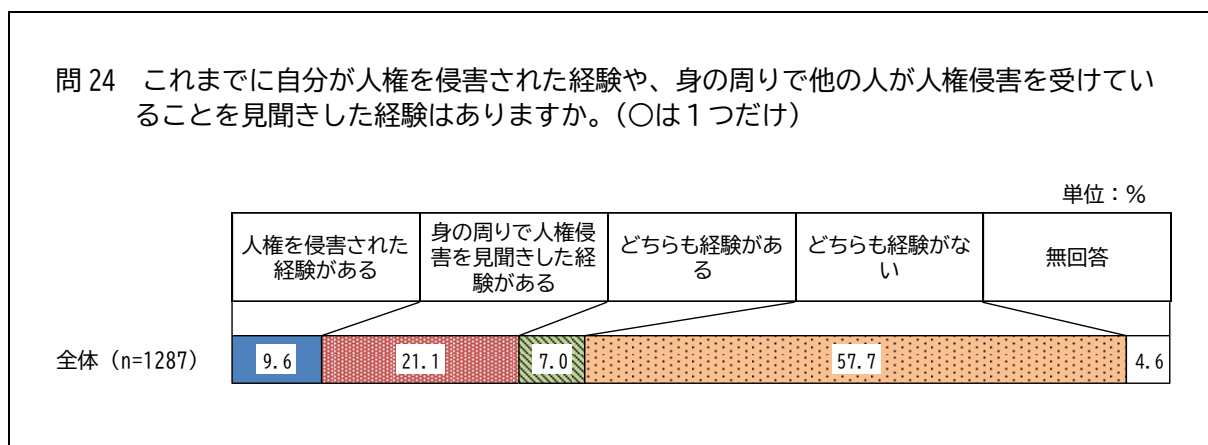
◇「子どもに対するいじめ・虐待」が6割半ば近く



関心のある人権問題について聞いたところ、「子どもに対するいじめ・虐待」(63.7%)が6割半ば近くと最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」(63.1%)、「障がい者に対する偏見・差別・虐待」(43.4%)と続いている。

(3)人権を侵害された経験

◇「どちらも経験がない」が5割半ばを超える

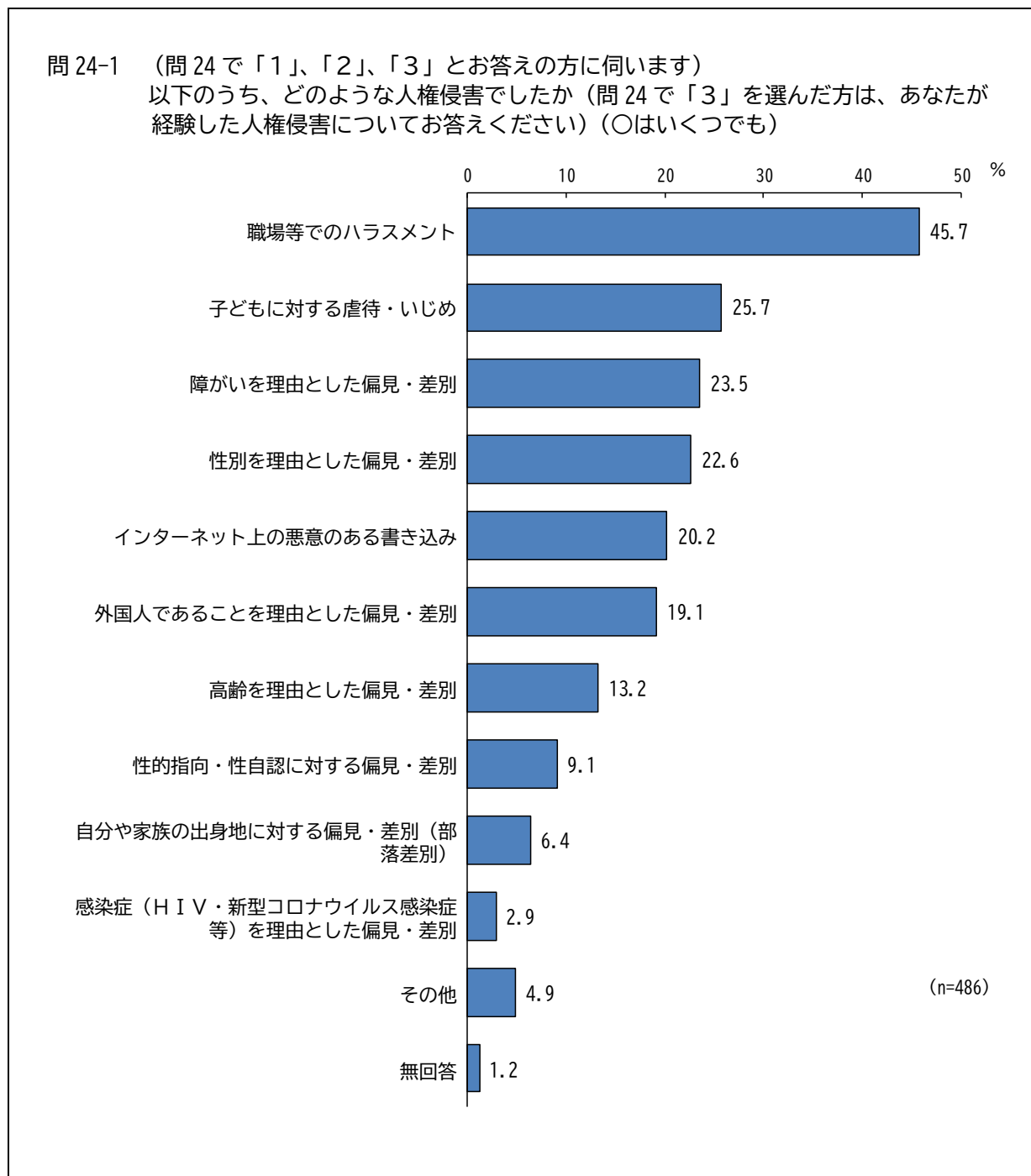


人権を侵害された経験の有無について聞いたところ、「どちらも経験がない」(57.7%)が5割半ばを超えて最も高く、次いで「身の周りで人権侵害を見聞きした経験がある」(21.1%)、「人権を侵害された経験がある」(9.6%)と続いている。

また、「人権を侵害された経験がある」と「どちらも経験がある」をあわせた人権を侵害された経験がある人の総数(16.6%)は、1割半ばを超えている。

(3-1)どのような人権侵害だったか

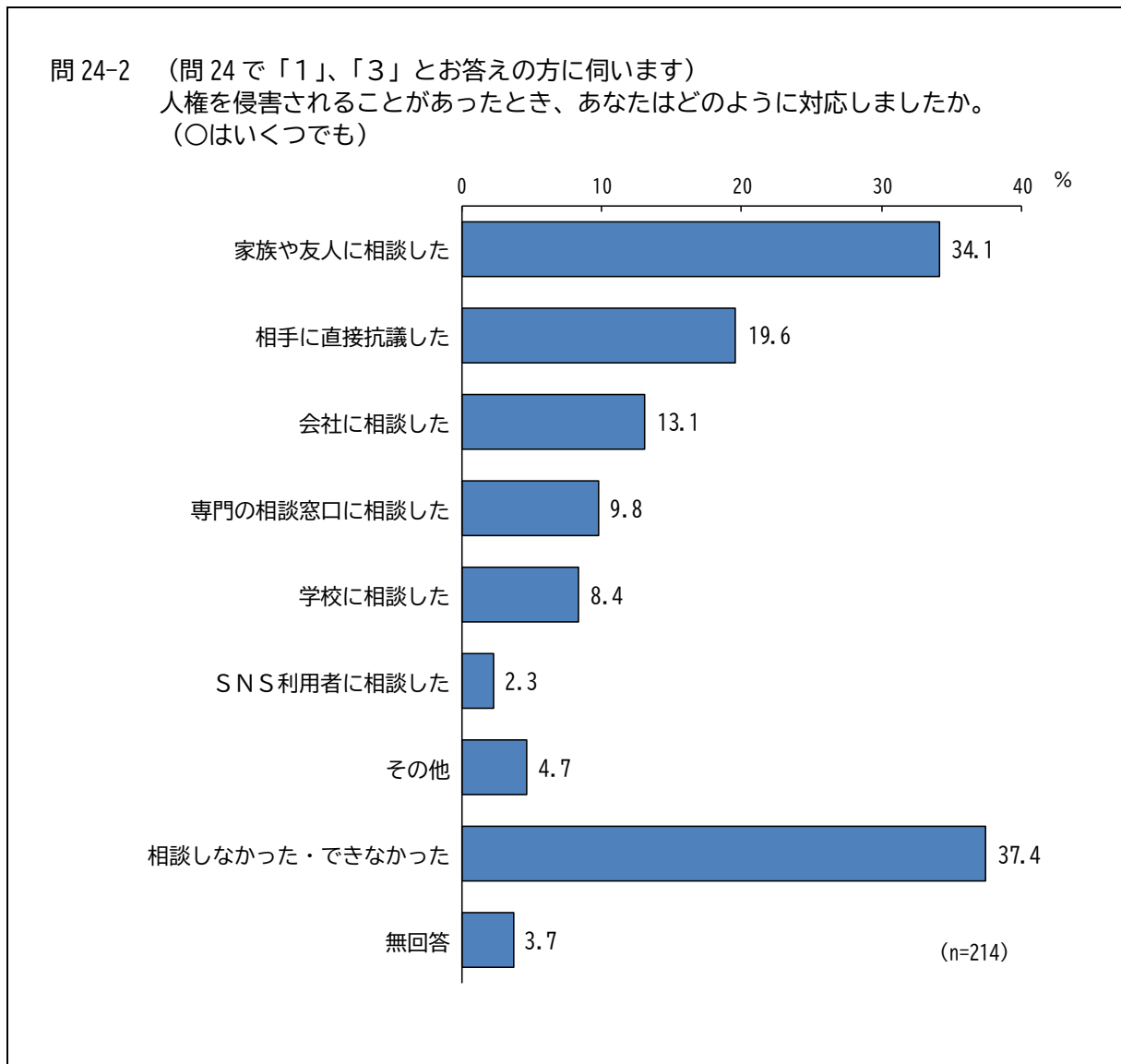
◇「職場等でのハラスメント」が4割半ば



どのような人権侵害だったか聞いたところ、「職場等でのハラスメント」(45.7%)が4割半ばと最も高く、次いで「子どもに対する虐待・いじめ」(25.7%)、「障がいを理由とした偏見・差別」(23.5%)と続いている。

(3-2)人権侵害の対応

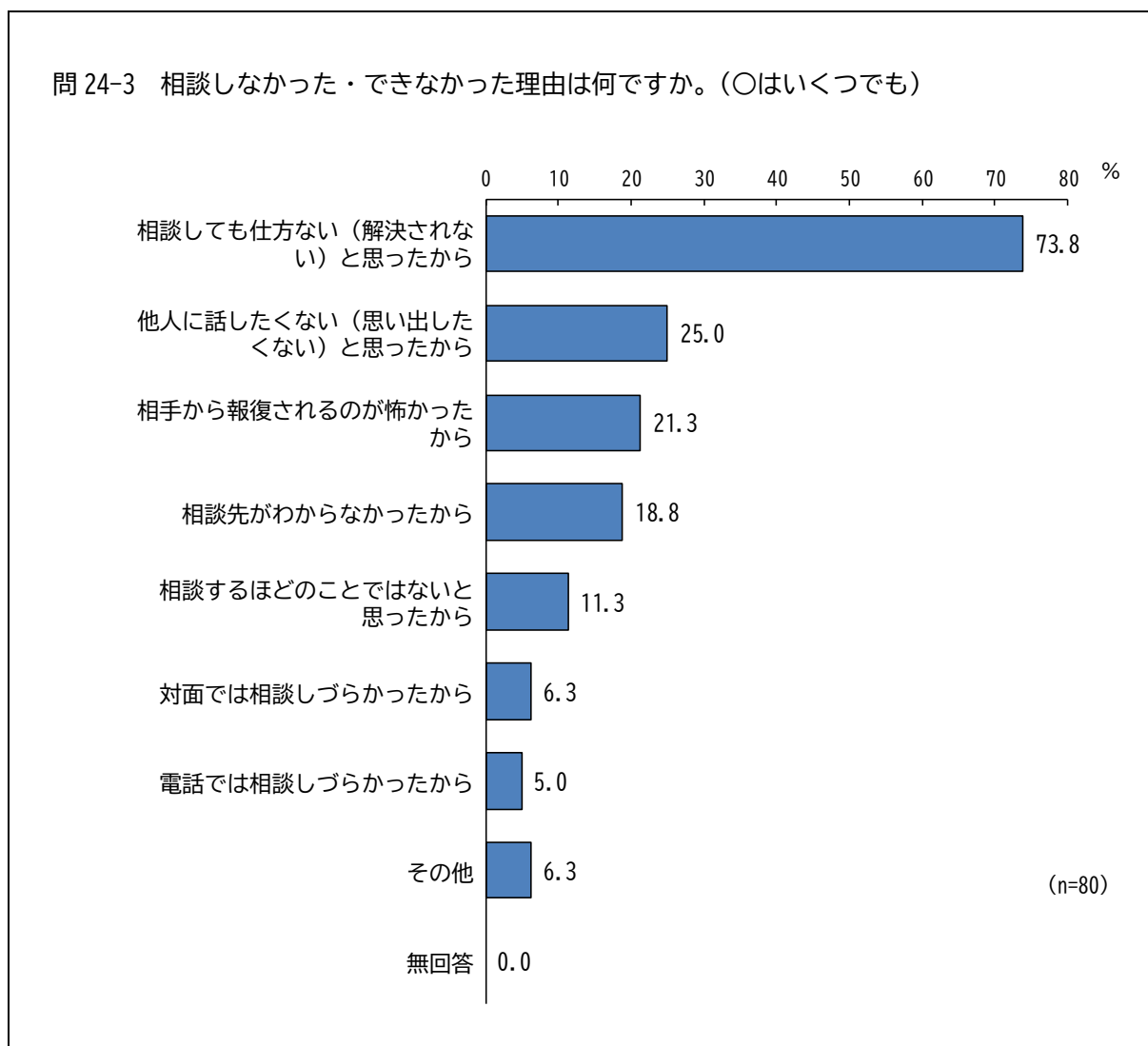
◇「相談しなかった・できなかった」が3割半ばを超える



人権侵害の対応について聞いたところ、「相談しなかった・できなかった」(37.4%)が3割半ばを超えて最も高く、次いで「家族や友人に相談した」(34.1%)、「相手に直接抗議した」(19.6%)と続いている。

(3-3) 相談できなかった理由

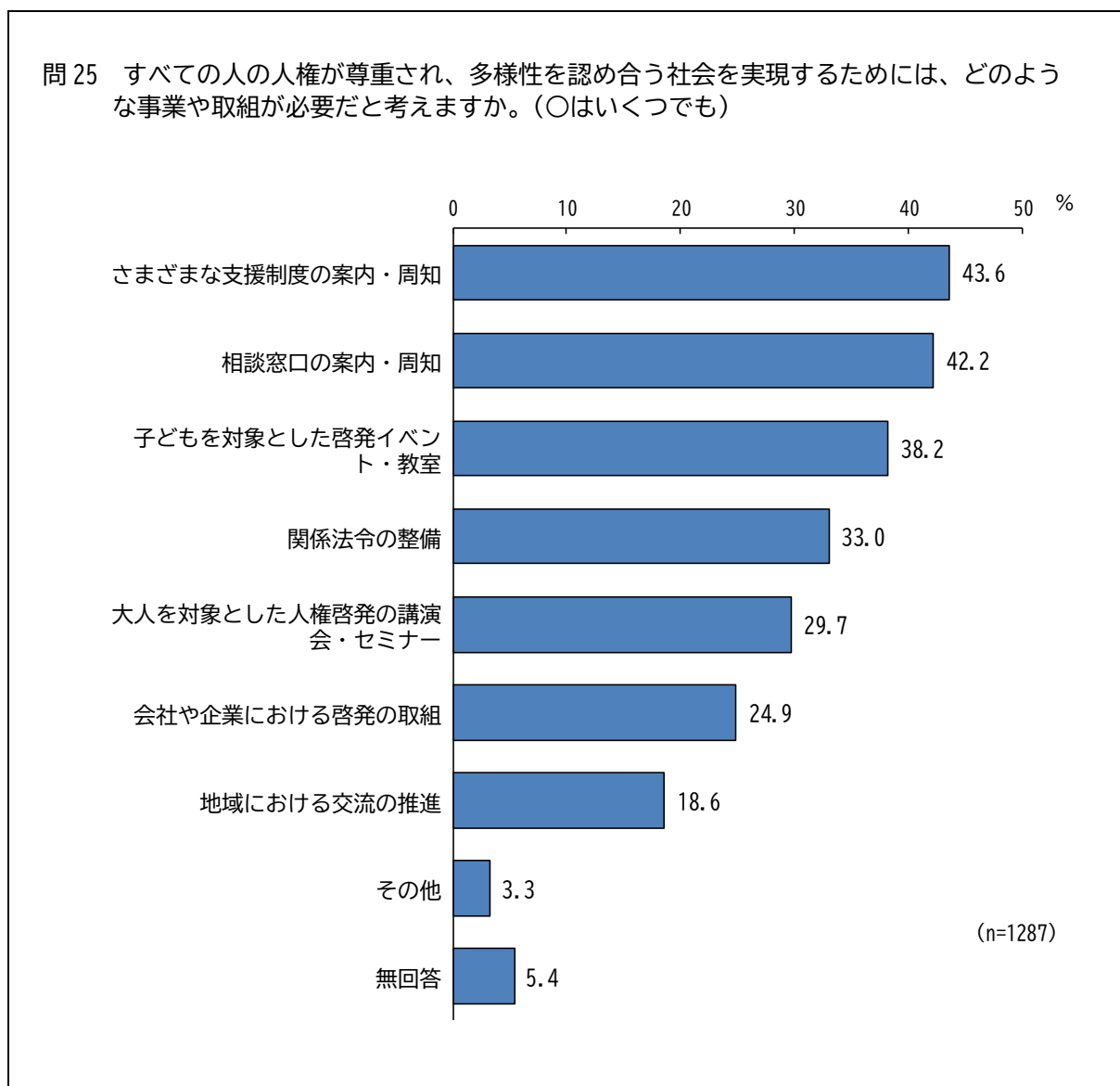
◇「相談しても仕方ない(解決されない)と思ったから」が7割半ば近く



相談できなかった理由について聞いたところ、「相談しても仕方ない(解決されない)と思ったから」(73.8%)が7割半ば近くと最も高く、次いで「他人に話したくない(思い出したくない)と思ったから」(25.0%)、「相手から報復されるのが怖かったから」(21.3%)と続いている。

(4)多様性を認め合う社会への取組

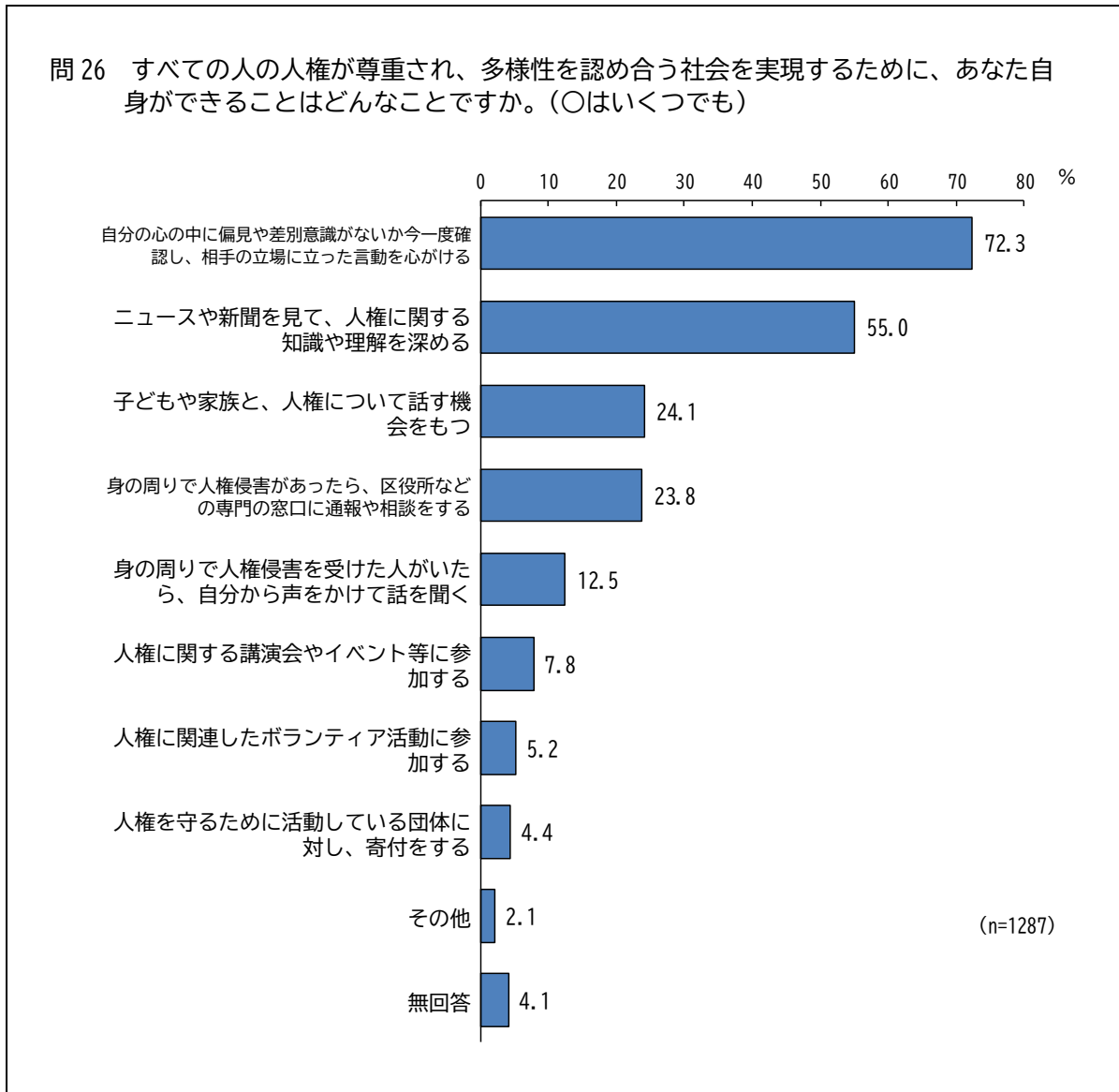
◇「さまざまな支援制度の案内・周知」が4割半ば近く



多様性を認め合う社会への取組について聞いたところ、「さまざまな支援制度の案内・周知」(43.6%)が4割半ば近くと最も高く、次いで「相談窓口の案内・周知」(42.2%)、「子どもを対象とした啓発イベント・教室」(38.2%)と続いている。

(5)多様性を認め合う社会へ自身ができること

◇「自分の心の中に偏見や差別意識がないか今一度確認し、相手の立場に立った言動を心がける」が7割強



多様性を認め合う社会へ自身ができることについて聞いたところ、「自分の心の中に偏見や差別意識がないか今一度確認し、相手の立場に立った言動を心がける」(72.3%)が7割強と最も高く、次いで「ニュースや新聞を見て、人権に関する知識や理解を深める」(55.0%)、「子どもや家族と、人権について話す機会をもつ」(24.1%)と続いている。

第 50 回荒川区政世論調査(抜粋)

(調査区域)荒川区全域

(調査対象)荒川区在住の満 18 歳以上の個人(住民基本台帳による)

(標本数)3,000 人

(抽出方法)層化2段階無作為抽出(7地区に分類し対象者を抽出)

(調査期間)令和7(2025)年8月 30 日～令和7(2025)年9月 30 日

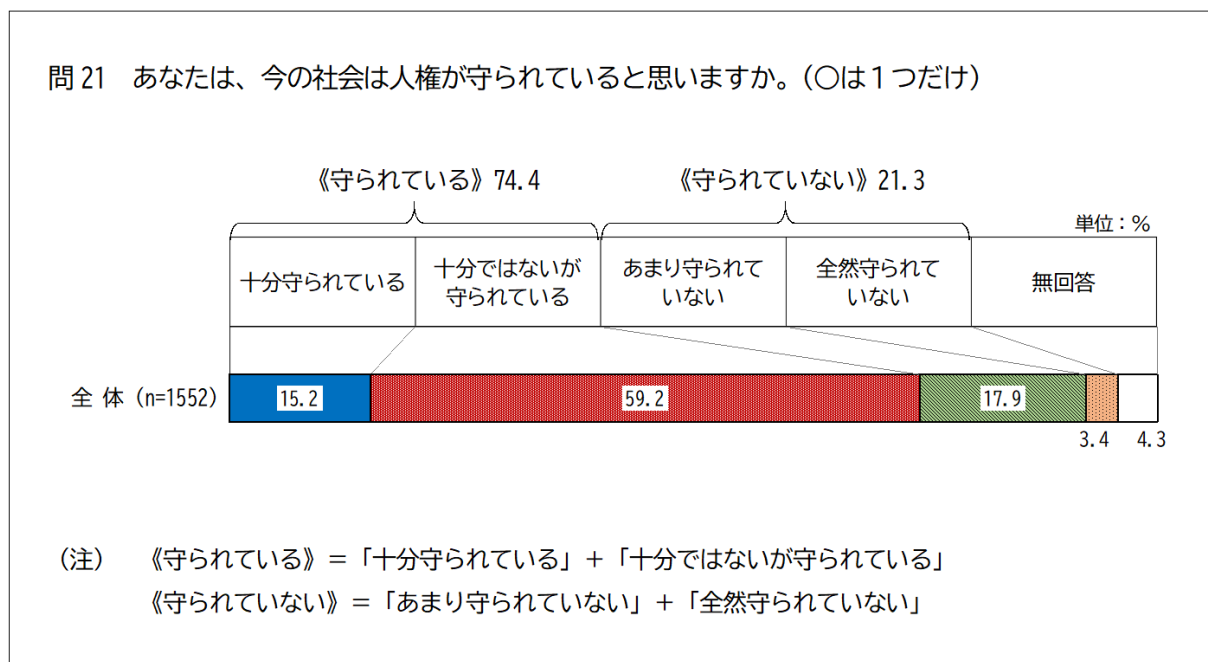
(調査方法)郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

(有効回収数)1,552 件

(有効回収率)51.7%

(1)人権が守られているか

◇《守られている》が7割を超え、《守られていない》が2割強

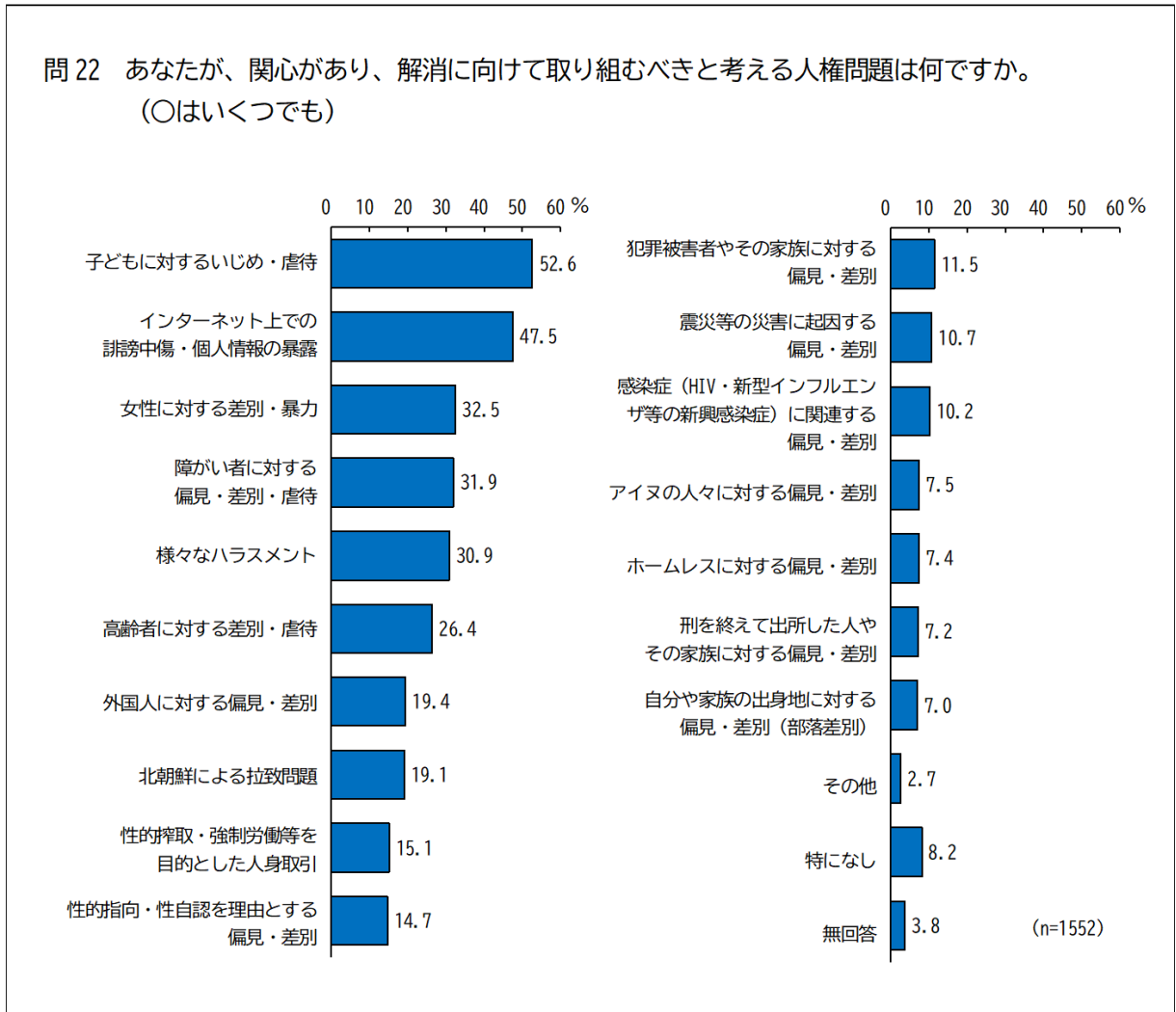


人権が守られているか聞いたところ、「十分守られている」(15.2%)と「十分ではないが守られている」(59.2%)を合わせた《守られている》(74.4%)の割合は7割を超えている。

一方、「あまり守られていない」(17.9%)と「全然守られていない」(3.4%)を合わせた《守られていない》(21.3%)は2割強となっている。

(2)関心のある人権問題

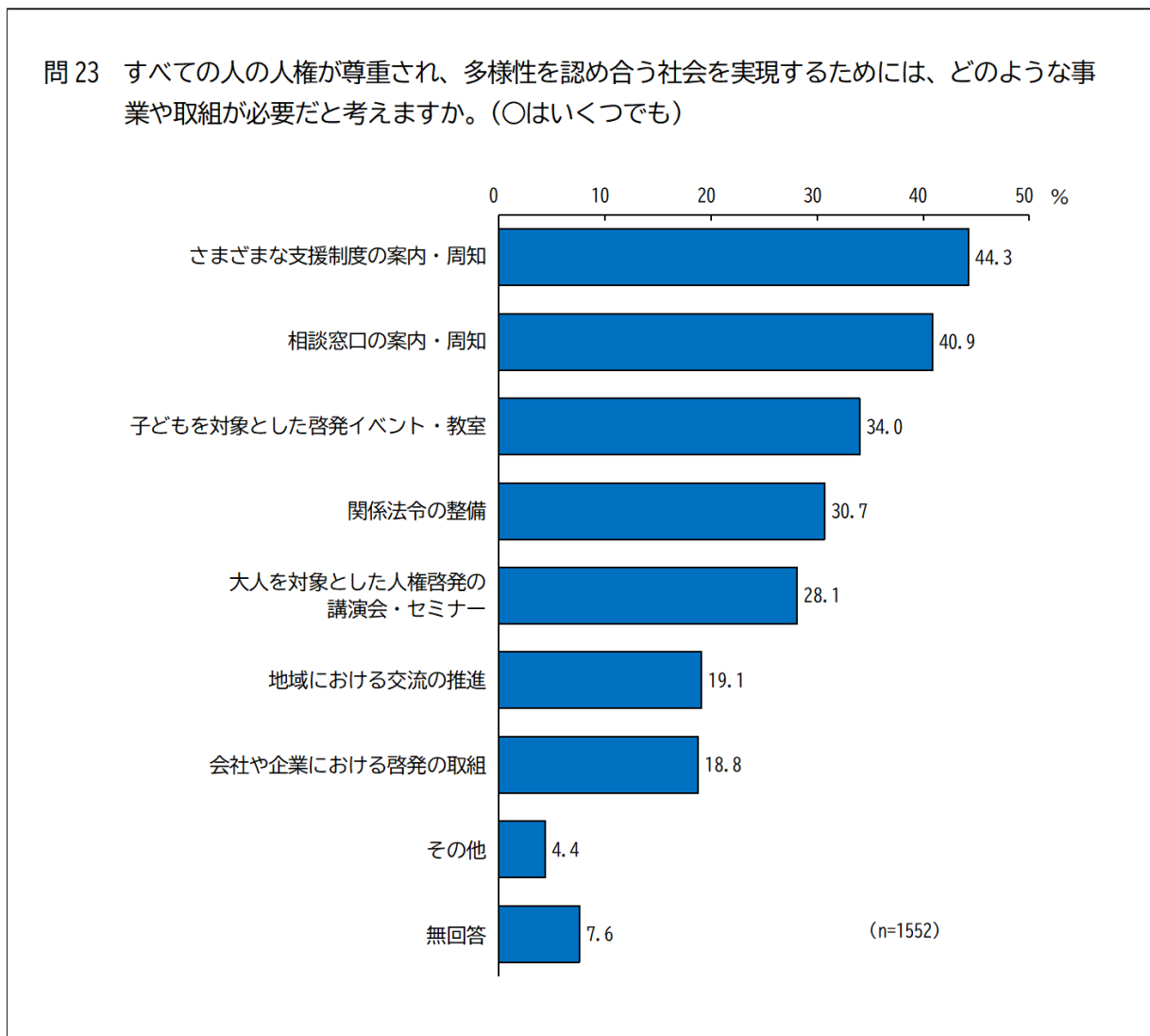
◇「子どもに対するいじめ・虐待」が5割強



関心のある人権問題について聞いたところ、「子どもに対するいじめ・虐待」(52.6%)が5割強と最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」(47.5%)が5割近くで高くなっている。

(3)多様性を認め合う社会の実現に必要な取組

◇「さまざまな支援制度の案内・周知」が4割超



多様性を認め合う社会の実現に必要な取組について聞いたところ、「さまざまな支援制度の案内・周知」(44.3%)が4割を超え最も高く、以下、「相談窓口の案内・周知」(40.9%)、「子どもを対象とした啓発イベント・教室」(34.0%)が続いている。

国・都における人権に関する主要年表

昭和 22 (1947)年	日本国憲法施行
昭和 23 (1948)年	国連総会で世界人権宣言採択
昭和 40 (1965)年	同和対策審議会答申
昭和 44 (1969)年	同和対策事業特別措置法施行
昭和 54 (1979)年	国際人権規約批准
昭和 56 (1981)年	難民の地位に関する条約加入
昭和 60 (1985)年	女子差別撤廃条約締結
昭和 61(1986)年	男女雇用機会均等法施行(平成 9、18、28、令和 2 年改正)
昭和 62 (1987)年	地対財特法施行(平成 13 年度末終了)
平成 4 (1992)年	育児・介護休業法施行(平成 17、21、令和 3 年改正)
平成 5 (1993)年	障害者基本法施行(平成 16、23 年改正)
平成 6 (1994)年	人権教育のための国連 10 年を決議
	児童の権利条約批准
平成 7 (1995)年	人種差別撤廃条約加入
	東京都福祉のまちづくり条例施行(平成 21 年改正)
平成 8 (1996)年	らい予防法廃止
平成 9 (1997)年	「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画策定
	人権擁護施策推進法施行
	アイヌ文化振興法施行(令和元年廃止)
平成 11(1999)年	男女共同参画社会基本法施行(令和7年改正)
	児童買春・児童ポルノ禁止法施行(平成 16、26 年改正)
	拷問等禁止条約加入
平成 12 (2000)年	児童虐待防止法施行(平成 19、令和元年改正)
	ストーカー規制法施行(平成 25、28 年改正)
	犯罪被害者保護法施行
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行
	東京都人権施策推進指針策定
	介護保険法施行(平成 17 年改正)
	東京都男女平等参画基本条例施行(令和4年改正)

平成 13 (2001)年	配偶者暴力防止法施行(平成 16、19、25、令和元、5年改正)
平成 14 (2002)年	人権教育・啓発に関する基本計画策定(平成 23 年一部変更)
	ホームレス自立支援法施行
	プロバイダ責任制限法施行(令和 3、6年改正)
平成 15 (2003)年	身体障害者補助犬法施行
	個人情報保護に関する法律施行(令和 3 年改正)
平成 16 (2004)年	出会い系サイト規制法施行
平成 16 (2004)年	性同一性障害者性別特例法施行(平成 20 年改正)
平成 17 (2005)年	犯罪被害者等基本法施行
	発達障害者支援法施行
	児童福祉法改正(児童虐待防止対策の充実・強化)
	刑法改正(「人身売買罪」の新設)
平成 18 (2006)年	国連人権理事会設置
	高齢者虐待防止法施行
	障害者自立支援法施行(平成 23、25年改正)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行(平成 19 年改正)
	バリアフリー新法施行
平成 19 (2007)年	探偵業の業務の適正化に関する法律施行
平成 20 (2008)年	東京都犯罪被害者等支援推進計画策定
	更生保護法施行
平成 21(2009)年	ハンセン病問題基本法施行
	強制失踪条約批准
平成 23 (2011)年	東京都犯罪被害者等支援計画策定
	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」決議
平成 24 (2012)年	入管法等改正法施行
	住民基本台帳法改正法施行
	子ども・子育て支援法成立
	障害者虐待防止法施行

平成 25 (2013)年	国連に北朝鮮人権調査委員会を設置
	障害者総合支援法施行
	高年齢者雇用安定法改正法施行(令和 3 年改正)
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行
	障害者差別解消法成立
	障害者雇用促進法改正
	いじめ防止対策推進法施行
	民法の一部を改正する法律施行 (嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になる)
平成 26 (2014)年	障害者権利条約批准
	ハーグ条約批准
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律施行
	アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針閣議決定(平成 29 年一部変更)
	東京都いじめ防止対策推進条例施行
平成 27(2015)年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立
	東京都人権施策推進指針改定
平成 28 (2016)年	障害者差別解消法施行(令和 3 年改正)
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律施行
	部落差別の解消の推進に関する法律施行
平成 29 (2017)年	特定異性接客営業等の規制に関する条例施行
	刑法改正(性犯罪の厳罰化)
平成 30 (2018)年	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行
	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例制定(令和 4 年一部改正)

平成 31・令和元 (2019)年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための 施策の推進に関する法律施行
	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を 図るための関係法律の整備に関する法律成立
	東京都子供への虐待の防止等に関する条例施行
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関す る法律施行
令和 2 (2020)年	東京都犯罪被害者等支援条例施行
	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例施行
	「ビジネスと人権」に関する行動計画策定
令和 3 (2021)年	東京都こども基本条例施行
令和 4 (2022)年	東京都手話言語条例施行
令和 5 (2023)年	こども基本法施行
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関 する国民の理解の増進に関する法律施行
	刑法改正(罪名や成立要件変更など性犯罪関係)
令和6 (2024)年	共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行
令和7 (2025)年	情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ責任制 限法)施行
	手話に関する施策の推進に関する法施行
	こども性暴力防止法施行
	東京都カスタマー・ハラスメント防止条例施行
	東京都障害者情報コミュニケーション条例施行
	人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)策定

令和8(2026)年3月

登録(07)0114号

荒川区人権推進指針

【令和7(2025)年度改定版】

発行 荒川区 総務企画部 総務企画課 人権推進係
※令和8年4月より 総務部 総務課 へ変更

〒116-8501

東京都荒川区荒川2-2-3

TEL 03(3802)3111 内線2271